

# 工事監督業務特記仕様書

この特記仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「当機構」という。）が委託する次の工事監督業務について適用する。

受託者は、建築士法その他関係法令等に基づき、確認対象工事に応じた合理的方法による確認等を行うほか、当機構が契約する対象工事の内容（契約図書等）により、対象工事が工事受注者等によって完全に履行されるよう工事監督業務を実施するものとする。

なお、特記仕様書に記載されていない事項は、**仕様書集**「工事監督業務委託標準仕様書」（以下、「標準仕様書」という。）及び「工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)」（以下「共通仕様書」という。）による。

## 1 業務概要

- 業務名：藤枝総合運動公園受変電設備改修工事監督業務
- 履行期間：契約締結日の翌日～令和7年3月14日 まで
- 履行場所：静岡県藤枝市原100番地
- 受託者は、次に示す工事について、工事監督業務を行うものとする。

### イ 対象工事の概要

工事名	工事概要	工期	工事受注者
藤枝総合運動公園受変電設備改修工事	高圧分岐盤の新設 高圧ケーブルの更新	R6.4.27～R7.2.1(予定) ※任意着手(余裕期間30日)	未定

## 2 工事監督業務の内容

一般業務及び追加業務は、標準仕様書「第2章工事監督業務の内容」に規定する項目の他、次に掲げるところによる。各項に定める確認及び検討の詳細な方法については、共通仕様書及び標準仕様書の定めによる他、担当職員の指示による。また、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに担当職員と協議するものとする。

### (1) 一般業務

#### イ 工事監理に関する業務

##### (イ) 工事監督方針（工事監理基準）の策定

受託者は、**仕様書集**「特に報告を求める事項」の他、工事監理に関する事項について**仕様書集**「工事監理標準」を参考に工事監理に関する基準を定め、**書式集**「監督業務実施計画書」（以下「実施計画書」という。）に「工事監理基準」として添付し、担当職員の確認を受ける。

工事監理に係る確認方法、頻度等の業務量については受託者の責任において決定されるが、担当職員が、「工事監理標準」と比較して明らかに業務内容及び業務量等が適切でないと判断した場合、管理技術者に対し、対象工事に係る工事監理の妥当性について説明を求める場合がある。

##### (ロ) 工事監督方針の説明等

- ① 工事監督方針は対象工事の契約内容と整合の取れたものとし、工事監理基準の具体的な内容についても併せて担当職員の確認を受ける。
  - ② 業務開始後、当該業務の工事監督方針が、対象工事の請負契約遂行にあたり、適当でないと担当職員が判断した場合、受託者に対し、工事監督方針の変更、是正を求める場合がある。
- (ハ) 設計図書の内容の把握等
- ① 設計図書の内容の把握
  - ② 質疑書の検討
- (ニ) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告
- ① 施工図等の検討及び報告
    - i 検討にあたっては、設計図書との整合性の確認、納まりの確認、建築工事と設備工事との整合の確認等について、十分留意する。
    - ii **仕様書集**「特に報告を求める事項」に係る部分に関する施工図について、特に留意して検討を行うこととする。
    - iii 施工図の検討をより効率的に行うために、施工図作成の基礎となる総合図を作成した場合についても検討を行うこととする。
  - ② 工事材料、設備機器等の検討及び報告  
**仕様書集**「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。
- (ホ) 工事と設計図書との照合及び確認
- ① 設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録等の確認のいずれかの方法で行うこととする。
    - i **仕様書集**「特に報告を求める事項」について、特に留意して行うこととする。
    - ii 標準仕様書2章1(1)イ(ロ)に定める「確認対象工事に応じた合理的方法」については、「工事監理ガイドライン」(平成21年9月1日国土交通省住宅局策定)によるほか、「基礎ぐいにおける工事監理ガイドライン」及び「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置 (H28 国交省告示468号)」等によること。
  - ② 受託者は、その指示により工事受注者等に品質管理報告書を作成させる場合は、必要に応じてこれを確認するものとする。
- (ハ) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- ① 受託者は、**仕様書集**「特に報告を求める事項」の内容について、その結果を**仕様書集**「工事監理基準に基づく確認報告(参考例)」を標準とした書式に記載し、担当職員に報告する。また、その他の結果についても**書式集**「監督業務処理結果報告書」にて報告を行うこと。

なお、監理結果を記入する様式及び報告の方法等については、予め担当職員に確認を受けること。
  - ② 受託者は、工事受注者に品質管理に関する報告書等を作成させた場合、必

要に応じてこれを確認するものとする。

(ト) 監督業務処理結果報告書等の提出

- ① 受託者は、担当職員と業務の処理に係る協議を行い、承諾あるいは指示を受けた場合、その都度、**書式集**「業務打合せ記録簿」を作成し、担当職員に提出して確認を受けなければならない。
- ② 受託者は監督業務の履行日毎に**書式集**「監督業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のある都度、速やかに提出し確認を受け、業務完了後、担当職員に全ての書類を提出すること。

ロ その他の業務

(イ) 工程表の検討及び報告

(ロ) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

(ハ) 工事と工事請負契約（設計図書に関する内容を除く）との照合、確認、報告等

- ① 工事と工事請負契約との照合、確認、報告
- ② 工事請負契約に定められた指示、検査等
- ③ 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

(ニ) 関係機関の検査の立会い等

- ① 主任監理員は、主事検査等（中間及び確認検査を含む）に立会い、確認等をするものとする。
- ② 当機構の発意により指導検査を行う場合、**仕様書集**「共通仕様書」第26条による。
- ③ 検査確認等に係る補修工事は対象工事に含むものとする。

(ホ) 受託者は、月1回程度の頻度で開催される定例会議等へ出席するものとする。

(ヘ) 施工体制台帳及び下請契約等を確認し、その都度、担当職員へ報告するものとする。

- ① 受託者は、工事受注者から提出される施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者について、「社会保険等未加入建設業者」に該当するか否かの確認を行うこと。
- ② 受託者は、「社会保険等未加入建設業者」に該当する下請負人が確認された場合、**別紙1**の業務を実施することとなるので、担当職員の指示に従い、工事受注者に対し適切な措置が講じられるよう協力すること。

(ト) 受託者は、工事受注者から提出される保険関係成立届（写）※を確認し、労災保険関係成立票と突合確認を行い、担当職員へ報告すること。

※ 保険関係成立届（写）のほか、労災保険加入証明書等、労災保険関係成立票の内容を確認出来るものでも可とする。

(フ) 受託者は、工事受注者から提出される「法定外の労災保険」※についての証券の写し又はそれに代わるものを確認し、担当職員へ報告すること。なお、保険契約に定める保険金額の多寡や特約の有無等の契約内容は問わず、保険契約の事実のみを求めるものとする。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する

補償に必要な金額を担保するための保険契約のことをいう。

- (リ) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- ① 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否する。不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
  - ② ①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合、速やかにその内容を記載した文書により当機構に報告すること。
  - ③ 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、当機構と協議を行うこと。
- (ヌ) 個人情報等の保護に関する特約条項の締結について
- 受託者は、「個人情報等の保護に関する特約条項」を契約書と併せて同日付で締結し、これに基づき個人情報等を適切に取り扱うこと。
- なお、特約条項の様式については当機構都市機構ホームページ「当機構都市機構について⇒入札・契約情報⇒入札心得・契約関係規程⇒入札関連様式・標準契約書」(<https://www.当機構-net.go.jp/order/sanka.html>)を参照すること。
- (ル) 外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項の締結について
- 受託者は、外部電磁的記録媒体に関する「外部電磁的記録媒体の利用に関する特約条項」（当機構ホームページ⇒入札・契約情報⇒入札心得・契約関係規定⇒入札関連様式・標準契約書⇒当機構で使用する標準契約書等を参照）を契約書と併せて、同日付で締結し、これに基づき外部電磁的記録媒体を適切に取り扱うこと。
- (ロ) 法令等に基づく届出等について
- ① 受託者は、当該物件における法令等に基づく届出等の必要があるものについて、**別紙2**「法令等に基づく届出チェックリスト」により確認し、工事着手に必要な時期までに各届出等の手続きが適切に行われているか確認すること。
  - ② 確認が終了した法令等に基づく届出チェックリストについては、担当職員及び設計担当者に提出すること。
  - ③ 工事期間中において、法令等に基づく届出チェックリストが、予定日までに提出されているか確認を行い、提出されていない場合、担当職員及び設計担当者に報告すること。
  - ④ 工事完了時は、法令等に基づく届出チェックリストの全ての届出等の提出を確認し、担当職員に報告すること。
- (リ) 安全管理等
- ① 受託者は、現場における安全対策方法、その他の規則については関係法令等を厳守するとともに、工事受注者に対してもこれらを遵守させるように指導及び監督を行なわなければならない。
  - ② 受託者は、工事現場における事故等の対応について、「緊急連絡体制（休日

等の対応を含む)」を明確にし、事故等発生した場合、担当職員へ連絡すること。また、緊急事態が発生した場合のフローを担当職員及び工事受注者等と協議すること。

- ③ 受託者は、工事が3日以上休止となる場合及び台風をはじめとする自然災害が発生するおそれがある場合、仮設等に係る安全対策を確認し、担当職員へ報告すること。

(カ) 業務の変更

受託者は、監督する工事に設計変更が生じた場合は、受託範囲における変更資料を作成し、担当職員に提出すること。

(2) 追加業務

追加業務は、次に掲げる業務とする。各項に定めた確認及び検討の詳細な方法については、担当職員の指示によるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合、速やかに担当職員と協議するものとする。

イ 完成図の確認

(イ) 設計図書の定めにより工事受注者等が提出する完成図について、その内容が適切であるか否かを確認し、結果を担当職員に報告する。

(ロ) 前項の確認の結果、適切でないと認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めべき事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。

### 3 配置技術者

(1) 配置技術者の資格要件

管理技術者を含む配置技術者は、設計図書の内容を的確に判断する能力を有するとともに、職階毎に**別記**資格基準の条件を満たす者を配置すること。

### 4 再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ当機構の承諾を受けて、業務の一部を第三者に委託、又は請負わせることができるものは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 総合監督業務（複数職種で構成される工事監督業務）のうち、土木工事などの業務量が少数な場合。

### 5 打合せの実施

(1) 担当職員との打合せ

担当職員と受託者との打合せは、次の時期に行う。

イ 業務着手時

ロ 実施計画書の策定時

ハ 実施計画書に定める時期

ニ 担当職員又は管理技術者が必要と認めた時

(2) 工事受注者との打合せ

受託者は、工事監督業務が適切に行われるように、工事受注者と定期的かつ適切な時期に連絡をとり、施工状況について把握しなければならない。

## 6 監督業務実施計画書

監督業務実施計画書に対する記載事項については、次のとおりとする。なお、詳細は

**書式集**「監督業務実施計画書編」を参照すること。

(1) 実施計画書4「監督体制」

職階ごとの監督員について必要事項を記載すること。

(2) 実施計画書5「技術者一覧」

技術者について必要事項を記載すること。

(3) 実施計画書6「対象工事」

対象工事について、必要事項を記載すること。

(4) 実施計画書7「日程表」

配員計画について、必要事項を記載すること。

なお、対象工事の実施工程との整合を図るため、工事受注者等から提出される工事の実施工程表の内容を十分検討を行ったうえで、作成すること。

(5) 実施計画書8「工事監督方針」

仕様書に定められた工事監督業務内容に対する監督業務方針について記載すること。工事監理基準及び受託者として特に留意して実施する事項等についても記載すること。

(6) 工事監理基準

**仕様書集**「特に報告を求める事項」に関する工事監理、その他「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」に基づく確認について、工事受注者等が実施する品質管理に基づき、自らの責任において、確認方法の詳細、確認時期及び確認数量等の基準を策定し、実施計画書に添付する。

## 7 検査及び成果物

以下に掲げる検査に関する書類は、成果物とし、業務完了時に検査員へ提出すること。

(1) 監督業務処理結果報告書（概要）

契約内容及び履行場所等について記載するほか委託監督員名及び添付書類について概要を記載すること。

(2) 監督記録

工事監理の結果及び工事監理基準に基づく確認結果について、**仕様書集**「工事監理基準に基づく確認報告（参考例）」に記載すること。確認結果のうち階数、部位別等を実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合があるので、別途記録及び保管し、担当職員の求めに応じて提出すること。

なお、報告にあたっては工事写真、当該部位の設計図及びその他資料を適宜添付すること。

(3) 監督業務処理結果報告書（日毎）

日々の業務内容及び工事監理の結果等について、**書式集**「監督業務処理結果報告書（日毎）」に簡潔に記載するとともに、必要に応じて**書式集**「監督業務処理結果報告書（補助用紙）」を用いることもできる。

(4) 業務打合せ記録簿

担当職員及び工事受注者等との打合せ結果について、**書式集**「業務打合せ記録簿」に必要事項を記載すること。

(5) 報告・協議書

工事受注者等から提出された協議書及び施工図等の資料に対し、「報告・協議書」を用いて、検討事項を詳細に記載するとともに、工事受注者等に対して、修正を求めべき事項及び提案事項を簡潔に記載すること。

この際、必要に応じ、担当職員からの指示内容及び受託者と担当職員による協議内容についても添付すること。

## 9 その他

(1) 業務実績情報の登録について

受託者は、本業務について、業務完了後 10 日以内に、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) の仕様に基づく「業務カルテ」を作成し、担当職員の確認を受けた後に、(社) 公共建築協会に登録すること。確認は、当該業務の「業務カルテ詳細情報」により行い、担当職員の署名及び捺印を受けること。また、(社) 公共建築協会が発行する「業務カルテ受領書」の写しを担当職員に提出しなければならない。

なお、登録については、(社) 公共建築協会の所定の方法により行うものとし、詳細については、(社) 公共建築協会のホームページ「公共建築設計者情報システム (PUBDIS <http://www.pbaweb.jp/pubdis2>)」等より確認すること。

(2) 業務成績評定

業務成績評定対象業務である場合、業務完了後、受託者に業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来、業務発注時に価格以外の評価項目として使用する可能性がある

(3) 備品等

受託者は、業務の実施に必要な設備及び備品等を備え付けなければならない。ただし、現場監督員事務所は委託期間中貸与するものとする。

(4) 関係機関への手続き等

建築基準法等の法令に基づく関係機関等の検査(建築主事等関係官署の検査)に必要な書類の原案を作成し、担当職員に提出のうえ、検査に立会う。

(5) 業務環境の改善

本業務の実施にあたっては、業務環境の改善に取り組むウイークリースタンスを考慮するものとする。

ウイークリースタンスの実施にあたっては、別紙 3 のウイークリースタンス実施要領に基づき、調査職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

(6) 建設業の働き方改革に係る週休 2 日促進工事の実施について

1) 本業務は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する週休 2 日促進工事(発注者指定方式)の工事によるものである。

2) 本工事における週休 2 日の考え方は、以下のとおりである。

① 「週休 2 日」とは、対象期間において、4 週 8 閉所以上の現場閉所を行ったと認

められる状態をいう。

- ② 「対象期間」とは、工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をいう。なお、準備期間、年末年始、夏季休暇、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は含まない。
  - ③ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、本工事請負契約に含まれる全ての履行中工事の現場において、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。
  - ④ 「4週8閉所以上」とは、対象期間内の現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上の水準に達する状態という。なお、現場閉所率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- 3) 工事受注者より、現場閉所日について協議依頼があった場合、協議に応じ、必要に応じて機構が発注する同一及び近接工区の工事との調整等を行うものとする。
  - 4) 受託者は、工事着手前に、工事受注者が作成した週休2日の取得計画が確認できる現場閉所予定日を記載した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。なお、同一工区内に機構が発注する他工事の受注者がいる場合には、互いの工事の進捗に影響が出ないように調整がなされた「実施工程表」であるか確認するものとする。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、工事受注者が見直した「実施工程表」等の確認等を行うものとする。
  - 5) 受託者は、工事受注者が作成する「現場閉所日」が記載された「実施工程表」、「現場閉所届(休工届)」、「取得報告書」等により、対象期間内の現場閉所日数の確認等を行うものとする。

また、工事完了後は、受注者が作成した週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」等により、週休2日の達成状況を確認するものとする。
  - 6) 受託者は、週休2日促進工事である旨が、仮囲い等に明示されているか、確認等を行うものとする。
  - 7) 現場閉所が困難となった場合には、受託者は工事受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議するものとする。

この仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、担当職員と協議すること。

以 上



【添 付】

- 別 記** 資格基準
- 別紙1** 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務
- 別紙2** 届出等チェックリスト
- 別紙3** ウィークリースタンス実施要領

【別 冊】

- 仕様書集** 「工事監督業務「仕様書集」(令和4年4月版)」
- 書式集** 「工事監督業務「書式集」(令和4年4月版)」

**別記** 資格基準

職種	職階	資格基準
電気	管理技術者	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(電気電子部門)、電気主任技術者、電気工事施工管理技士(1級、2級)の資格を有し、平成20年度以降に受注し業務完了した工事監理業務のうち、「公的機関が発注した受変電設備の改修工事に係る工事監理業務」において元請けとして1件以上の実績を有する者。
	主任監理員	1 設備設計一級建築士、建築設備士、技術士(電気電子部門)、電気主任技術者、電気工事施工管理技士(1級、2級)の資格を有する者 2 第1種電気工事士の資格取得後2年以上又は第2種電気工事士の資格取得後2年以上の実務経験を有する者
	監理員	主任監理員と同等の資格又は大学卒業後5年以上の電気設備に関する実務経験を有する者又は高校卒業後10年以上の電気設備に関する実務経験を有する者

## 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

業務対象工事における社会保険等未加入対策について、受託者が総括監督員に協力する内容は、下記のとおりとする。

なお、これらの業務については総括監督員が自らの責任において、工事受注者への通知、契約担当課への書面の送付及びその他必要な業務を実施する。

## 1 共通事項

- (1) 工事受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業許可を受けている建設業者をいう。）について、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」という。）に該当するか否かを確認する。
  - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ロ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ハ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (2) 最終的に工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定違反と判断された未加入業者に対しては、当該建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金を確認できる書類を提出させ、総括監督員に送付する。

## 2 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて当該未加入業者の下請契約書、施工体制台帳及び施工体系図の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1)に併せて工事受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）**書式集**「社会保険等未加入関係書式（別添様式 1）」を速やかに提出するよう書面で通知すること。

その際、特別事情申請書によっても、機構が当該建設業者を下請人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められない場合、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する**書式集**「社会保険等未加入関係書式（別添様式 2）」。
- (3) 工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (4) (3)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知を行った場合にあつて、工事工期内（受託者と委託者間の契約における工期をいう。（6）において同じ。）かつ特別事情申請書の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合、受託者は「一定の期間<sup>\*1</sup>」を定めて、工事受注者に対し社会保険等未加入建設業者が届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類<sup>\*2</sup>」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (5) (3)の手続後、機構が特別の事情を有すると認めた場合、その旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう工事受注者に請求する。また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。
- (6) (5)の場合にあつて、工事工期内かつ確認書類の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう指示を行う。

3 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて施工体制台帳及び再下請負通知書（当該未加入業者に係る部分に限る）の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1)に併せて工事受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日<sup>※3</sup>以内に、確認書類又は特別事情申請書を契約担当課に提出するよう指示を行う。  
この際、当該期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。
- (3) (2)の手続後、当該期間内に確認書類が提出されず、工期内において、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (4) 上の(2)の手続後、工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (5) 上の(4)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知をおこなった場合において、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (6) 上の(4)の手続後、特別の事情を有すると認めた場合、契約担当課は、受託者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。

※1 一定の期間とは、未加入である社会保険等の加入手続きに最低限必要な期間をいい、概ね30日とする。

※2 確認書類は、下記に示すいずれかの書面とする。

- ① 健康保険・厚生年金保険の確認書類
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
  - ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
  - ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ② 雇用保険の確認書類
- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

※3 受託者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると機構が認める場合は、機構は確認書類又は特別事情申請書の提出期間を30日から60日（当該下請負人が、2次下請負人（1次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以下の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

以上

## 社会保険等未加入対策について受託者が実施又は協力する業務

業務対象工事における社会保険等未加入対策について、受託者が総括監督員に協力する内容は、下記のとおりとする。

なお、これらの業務については総括監督員が自らの責任において、工事受注者への通知、契約担当課への書面の送付及びその他必要な業務を実施する。

## 1 共通事項

- (1) 工事受注者から提出された施工体制台帳及び添付書類に記載された全ての建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業許可を受けている建設業者をいう。）について、次の各号に掲げるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない社会保険等未加入建設業者（以下「未加入業者」という。）に該当するか否かを確認する。
  - イ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
  - ロ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
  - ハ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (2) 最終的に工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定違反と判断された未加入業者に対しては、当該建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金を確認できる書類を提出させ、総括監督員に送付する。

## 2 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 1 次下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて当該未加入業者の下請契約書、施工体制台帳及び施工体系図の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1)に併せて工事受注者に対し、当該社会保険等未加入建設業者を下請負人としなければならない特別の事情を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）**書式集**「社会保険等未加入関係書式（別添様式 1）」を速やかに提出するよう書面で通知すること。

その際、特別事情申請書によっても、機構が当該建設業者を下請人としなければ工事の施工が困難となること等の特別の事情が認められない場合、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する**書式集**「社会保険等未加入関係書式（別添様式 2）」。
- (3) 工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (4) (3)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知を行った場合にあつて、工事工期内（受託者と委託者間の契約における工期をいう。（6）において同じ。）かつ特別事情申請書の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合、受託者は「一定の期間<sup>\*1</sup>」を定めて、工事受注者に対し社会保険等未加入建設業者が届出の義務を履行した事実を確認することができる書類（以下「確認書類<sup>\*2</sup>」という。）を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (5) (3)の手続後、機構が特別の事情を有すると認めた場合、その旨を通知するとともに、一定の期間を指定し、その期間内に確認書類を契約担当課に提出するよう工事受注者に請求する。また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。
- (6) (5)の場合にあつて、工事工期内かつ確認書類の提出期限後においても、工事請負契約書第 7 条の 2 第 1 項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう指示を行う。

3 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合

- (1) 2次下請負契約以下の下請負人に未加入業者が確認された場合、総括監督員に速やかに報告し、あわせて施工体制台帳及び再下請負通知書（当該未加入業者に係る部分に限る）の写しを総括監督員に送付する。
- (2) (1)に併せて工事受注者に対し、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう書面にて通知するとともに、当該通知を行った日から30日<sup>※3</sup>以内に、確認書類又は特別事情申請書を契約担当課に提出するよう指示を行う。  
この際、当該期間内に確認書類が提出されず、かつ、特別の事情を有すると認められなかった場合には、工事請負契約第7条の2第1項の規定に違反することとなる旨を併せて通知する。
- (3) (2)の手続後、当該期間内に確認書類が提出されず、工期内において、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (4) 上の(2)の手続後、工事受注者から受託者に特別事情申請書が提出された場合、総括監督員へ特別事情申請書を送付する。
- (5) 上の(4)の手続後、機構が特別の事情を有しないと認め通知をおこなった場合において、工期内かつ当該通知後においても、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反している状態が継続している場合には、受託者は再度一定の期間を定めて、工事受注者に対して確認書類を契約担当課に提出するよう改善の指示を行う。
- (6) 上の(4)の手続後、特別の事情を有すると認めた場合、契約担当課は、受託者に対して、当該特別の事情を有すると認めた旨を通知するとともに、当該下請負人に社会保険等に加入することを指導するよう求めるものとする。

また、一定の期間内に工事受注者から確認書類が提出されなかった場合には、工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反すること及び違約罰を請求する旨を併せて書面で通知する。

※1 一定の期間とは、未加入である社会保険等の加入手続きに最低限必要な期間をいい、概ね30日とする。

※2 確認書類は、下記に示すいずれかの書面とする。

- ① 健康保険・厚生年金保険の確認書類
- ・ 「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
  - ・ 「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
  - ・ 「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ② 雇用保険の確認書類
- ・ 「雇用保険」領収済通知書の写し及び労働保険概算・確定保険料申告書の写し
  - ・ 「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

※3 受託者が当該下請負人に適切に加入指導を行っているなど、相当の理由があると機構が認める場合は、機構は確認書類又は特別事情申請書の提出期間を30日から60日（当該下請負人が、2次下請負人（1次下請負人が、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせる場合における当該他の建設業を営む者をいう。）以下の下請負人のときは90日）に延長することができるものとする。

以上

法令等に基づく届出チェックリスト

※1 確認印：工事完了時の完了確認用。設計L：設計担当者からの報告、所長：工事監理者からの報告による。

※2 設計者：在来の場合：U/Rの設計部門が記入したものを、工事の現場説明書及び監督の仕様書に添付し、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。  
設計施工の場合：建設業者の設計部門が記入したものを、工事期間中に当初の記入済みの項目を含めて建設業者が確認する。

設計名称：藤枝総合運動公園受電設備改修設計業務  
 工事件名：藤枝総合運動公園受電設備改修工事

設計者：株式会社 黒田設備設計 印  
 工事監理者： 印  
 工事受注者： 印

完了報告確認(設計L) ※1	完了報告確認(工事事務所長) ※1

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要否等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。																	
1 建築基準法に基づく届出																	
1	仮使用承認申請書	建築基準法第7条の6	特定行政庁	本部長等			○					-					
2	工事中の消防計画届出書	建築基準法第7条の6	消防長、消防署長	本部長等	仮使用申請時等		○					-					
3	建築設備工事監理報告書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
4	品質管理調査書	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等	昇降機等建築設備の検査報告	○	○	○	○			-					
5	工事監理報告書(ツクハシ対策関係)	建築基準法第12条第3項	特定行政庁 建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
6	建築設備工事監理(状況)報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	本部長等	特定行政庁等が必要とする場合のみ	○	○	○	○			-					
7	建築工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○					-					
8	建築工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○					-					
9	鉄骨工事施工計画報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○					-					
10	鉄骨工事施工結果報告書	建築基準法第12条第5項	特定行政庁 建築主事	工事監理者等		○	○					-					
11	建築工事届	建築基準法第15条	知事、建築主事	本部長等	1項	○	○					-					
12	建築物除却届	建築基準法第15条	知事	本部長等 施工者	1項	○	○		○			-					
13	計画通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○	○			-					
14	構造適合性判定	建築基準法第18条の2	都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関	本部長等		○	○		○			-					
15	計画変更通知	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○				-					
16	建築主等変更届	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○					-					
17	設計変更申請書	建築基準法第18条	特定行政庁	本部長等		○	○	○				-					
18	工事完了通知書(昇降機を含む)	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
19	工事監理者・工事施工者変更届	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○					-					
20	中間検査分割受検申込書	建築基準法第7条の3第1項	建築主事	本部長等		○			○			-					
21	中間検査申請書(特定工種工種終了通知書)	建築基準法第18条	建築主事	本部長等		○	○		○			-					
22	追加説明書(計画通知)	建築基準法第18条の3	建築主事	本部長等		○	○					-					
23	道路位置指定等関係申請書	建築基準法第42条	知事等	本部長等	5項				○			-					
24	許可申請書	建築基準法第43条	特定行政庁	本部長等	敷地等と道路との関係		○					-					
25	許可申請書	建築基準法第44条	特定行政庁	本部長等	道路内の建築制限		○					-					
26	許可申請書	建築基準法第45条	特定行政庁	本部長等	用途地域等		○					-					
27	許可申請書	建築基準法第51条	特定行政庁	本部長等	卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置		○					-					
28	許可申請書	建築基準法第52条	特定行政庁	本部長等	容積率		○					-					
29	許可申請書	建築基準法第55条	特定行政庁	本部長等	第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の高さの限度		○					-					
30	許可申請書	建築基準法第56条の2	特定行政庁	本部長等	日影による中高層の建築物の高さの制限		○	○				-					
31	許可申請書	建築基準法第59条の2	特定行政庁	本部長等	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率等の特別		○	○				-					
32	地区計画容積認定申請	建築基準法第68条の3	特定行政庁	本部長等			○					-					
33	地区計画等の特別等その他の許可・認定申請	建築基準法第68条の4～9	特定行政庁	本部長等								-					
34	適合部材申請	建築基準法第68条の10～	国土交通大臣	本部長等								-					
35	構造方法等の認定申請書	建築基準法第68条の26	国土交通大臣	本部長等			○					-					
36	仮設建築物の許可	建築基準法第69条	建築主事	本部長等		○						-					
37	一団地認定申請書	建築基準法第66条	特定行政庁	本部長等		○	○	○	○			-					
38	一団地(変更)認定申請書	建築基準法第66条の2	建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
39	認定取消申請	建築基準法第66条の5	特定行政庁	本部長等		○	○	○	○			-					
40	工作物の申請	建築基準法第69条	建築主事	本部長等		○			○			-					
41	工事施工者届	建築基準法施行規則第5条	建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
42	工事監理者届	建築基準法施行規則第5条	建築主事	本部長等		○	○	○	○			-					
43	既存不適格調査	建築基準法施行規則第1条の3表二(63)	建築主事	本部長等		○	○					-					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。          ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。          ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
44	建築物の定期報告(点検)	建築基準法第8条、12条 建築基準法施行令第16条(14条の2) 建築基準法施行規程第4条の20			この制度は、国、都道府県、特定行政庁等の建築物については適用されるが報告義務はない。(建築物の点検等)※建築memo	○	○					-				
<b>2 建築士法に基づく届出</b>																
1	建築士事務所登録申請書	建築士法第23条	知事	本部長等	各職種建築士に对应	○	○					-				
2	建築士事務所登録事項変更届	建築士法第23条の5	知事	本部長等	各職種建築士に对应	○	○					-				
3	設計等の業務に関する報告書	建築士法第24条	知事	本部長等	各職種建築士に对应	○	○					-				
<b>3 消防法・火災予防条例等に基づく届出</b>																
1	火を使用する設備等の設置(変更)届出書	消防法9条・9の2条・火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	本部長等	ヒートポンプ冷暖房器等	○	○	○				-				
2	液化石油ガス貯蔵又は取扱の開始届出書	消防法9条の3 火災予防条例	消防署長	本部長等				○	○			-				
3	危険物製造所・貯蔵所・取扱所設置(変更)許可申請書	消防法11条第1項	市町村長等 都道府県知事	本部長等	指定数量以上の危険物	○	○	○	○			-				
4	危険物保安監督者選任・解任届	消防法13条	市町村長等	本部長等	政令で定める危険物製造所等			○	○			-				
5	消防用設備等(特殊消防設備等)設置計画	消防法14条の2 火災予防条例	消防署長 市町村長	本部長等		○	○	○				-				
6	消防用設備等設置計画書	消防法17条	消防長、消防署長	本部長等		○	○	○	○			-				
7	消防用設備等着工届	消防法17条14	消防長、消防署長	本部長等		○	○	○	○			-				
8	特殊消防用設備等大臣認定申請書	消防法17条の2 の2	総務省消防庁予防課	本部長等	防火対象物に必要な消防用設備等に代えて、特殊消防用設備等の設置を希望する場合	○	○	○				-				
9	消防用設備等(特殊消防設備等)設置届出書	消防法17条の3 の2	消防長又は消防署長	本部長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙機	○	○	○	○	○		-				
10	消防用設備等の特例基準適用申請書	消防法17条 消防法施行令32条 総務省令40号	消防長又は消防署長	本部長等		○	○	○	○			-				
11	特殊防火対象物設置届	消防法施行規則 第3条	消防長	本部長等			○					-				
12	消防計画書	消防法	消防長、消防署長	本部長等			○					-				
13	指定水利規定等届出書	消防法	消防署長等	本部長等		○		○	○			-				
14	防火水槽設置届	消防法	消防署長等	本部長等			○	○				-				
15	消防活動空地設置届	条例	消防署長	本部長等			○	○				-				
16	消防活動空地設置完了検査申請書	条例	消防署長	本部長等			○	○				-				
17	消防水利設置届	条例	消防署長	本部長等			○					-				
18	消防水利完成検査申請書	条例	消防署長	本部長等			○					-				
19	消防活動上支障ある行為等の届出書	条例	消防署長	本部長等		○		○				-				
20	電気設備設置届出書	火災予防条例57 条第1項	消防署長	本部長等		○	○					-				
21	少量危険物の貯蔵・取扱届出書	火災予防条例	消防署長	本部長等		○	○	○				-				
22	消防用設備等(特殊消防設備等)設置計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第58条の1)	消防長又は消防署長	本部長等	自動火災報知設備、ガス漏、非常警報、誘導灯、非常コンセント、排煙機	○	○	○	○			-				
23	電気設備設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第57条第1項)	消防長又は消防署長	本部長等	燃料電池発電設備、発電設備、家電設備、蓄電池設備	○	○	○				-				
24	危険物製造所・貯蔵所・取扱所完成(前)検査申請書	危険物の規制に関する政令第8条	市町村長等 都道府県知事	本部長等	指定数量以上の危険物	○	○	○	○			-				
25	少量危険物貯蔵取扱所・指定可燃物貯蔵取扱所設置(変更)届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第31条)	消防長又は消防署長	本部長等	指定数量未満の危険物等	○	○	○				-				
26	防火対象物工事等計画届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条第1項)	消防長又は消防署長			○	○					-				
27	防火対象物使用開始届	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第56条の3)	消防長又は消防署長	本部長等		○	○		○			-				
28	消防用設備等(特殊消防設備等)の集中管理計画届出書	火災予防条例等(参考:東京都火災予防条例第55条の2第2項)	消防総監	本部長等		○	○					-				
29	防災センター評価申請書	東京消防庁通達予予第180号	東京消防設備保守協会等	本部長等		○	○					-				
30	消防防災システム評価申請書	東京消防庁通達予予消防予第148号	東京消防設備保守協会等	本部長等		○	○					-				
31	防火対象物設置届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	本部長等		○	○					-				
32	防火対象物使用開始届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	本部長等		○	○					-				
33	防火対象物工事計画届	各自治体火災予防条例等	消防署長	本部長等		○	○					-				
34	防火管理者選任(変更)届出書	各自治体火災予防条例等	消防署長	本部長等		○	○					-				
35	防火対象物点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者		○	○	○				-	年1回			
36	防災管理点検報告書	各自治体火災予防条例等	消防署長、消防長	管理権限者		○	○	○				-	年1回			



No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>*共通的名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。  *条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。  *届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
<b>4 道路法等に基づく届出</b>																
1	自費工事施工承認申請書	道路法第24条	区長	本部長等		○	○		○	○	-					
2	道路占用許可申請書	道路法第32条	道路管理者	本部長等	変更令	○	○	○	○	○	-					
3	道路掘削届	道路法第32条	道路管理者	本部長等	変更令	○	○	○	○	○	-					
4	道路占用協議書	道路法第35条	道路管理者	本部長等	国が行う事業、占用の特例	○	○	○	○	○	-					
5	沿道掘削届	道路法44条	道路管理者	本部長等		○	○		○		-					
6	交通管理者協議	道路法第95条の2	公安委員会	本部長等		○		○	○		-					
7	道路標識移設(撤去)承認申請書	道路交通法第4条	交通管理者	本部長等		○			○	○	-					
8	道路使用許可申請書	道路交通法第11条	警察署長	本部長等	道路使用時	○	○	○	○	○	-					
9	道路沿道掘削届	条例	市長等	本部長等		○			○	○	-					
10	道路掘削制限解除申請書	条例	市長等	本部長等		○			○	○	-					
11	狭路道路拡幅整備事前協議書	条例	区長等	本部長等		○			○	○	-					
12	(埋設線の)道路占用許可申請書	条例	市長等	本部長等		○			○	○	-					
13	埋設口用材料取付申請書	条例	道路管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
<b>4-1 駐車場法等に基づく届出</b>																
1	路外駐車場設置(変更)届出書	駐車場法第12条	市長 都道府県知事	本部長等		○	○		○	○	-					
2	路外駐車場供用開始届出書	駐車場法第13条	都道府県知事	本部長等		○	○		○	○	-					
3	路外駐車場供用休止・廃止届出書	駐車場法第14条	都道府県知事	本部長等		○	○		○	○	-					
<b>5 河川法等に基づく届出</b>																
1	河川工事等承認申請	河川法第20条	河川管理者	本部長等		○	○		○	○	-					
2	河川法許可申請(流水の占用の許可)	河川法第23条	河川管理者	本部長等		○			○	○	-					
3	河川法許可申請(土地の占用の許可)	河川法第24条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○		○	○	-					
4	河川法許可申請(工作物の新築等の許可)	河川法第26条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○		○	○	-					
5	河川法許可申請(土地の掘削等の許可)	河川法第27条	河川管理者	本部長等	河川区域を確認すること	○	○		○	○	-					
6	河川法許可申請(河川保全区域における行為の制限)	河川法第55条	河川管理者	本部長等	河川保全区域を確認すること	○			○	○	-					
<b>6 都市計画法等に基づく届出</b>																
1	開発行為許可申請書	都市計画法第29条	知事	本部長等		○					-					
2	開発協議申請関連	都市計画法29条等(14条の2)	知事等	本部長等	公園整備に係る開発事前審査協議書完了届引継書				○	○	-					
3	公共施設管理区域協議書	都市計画法第32条	公共施設管理者	本部長等					○	○	-					
4	建築承認申請書	都市計画法第37条	知事等	本部長等			○				-					
5	地区計画の区域内における行為の届出書	都市計画法第58条の2	市長	本部長等			○				-					
6	地区計画の区域内における行為の変更届	都市計画法第58条の2	市長	本部長等			○		○		-					
7	地区計画等の区域内における建築等の届	都市計画法第58条の2	市長等	本部長等			○				-					
<b>7 土地区画整理法に基づく届出</b>																
1	区画整理法第70条申請	土地区画整理法第70条	知事 市長	本部長等			○				-					
<b>8 水道法に基づく届出</b>																
1	専用水道布設工事設計確認申請書	水道法第33条第1項	行政長	本部長等	給水施設の規模による	○		○	○	○	-					
2	簡易専用水道(設置届)給水開始報告書	水道法施工細則23条(東京都)	保健所長 知事	本部長等	給水施設の規模による	○		○	○	○	-					
3	給水装置の検査実施	水道法第17条		水道事業者	届け出の法文はない	○		○	○	○	-					
4	水道技術管理者の設置・報告	水道法第19条 水道法施工細則18条	知事	本部長等		○		○	○	○	-					
5	水質の検査の実施・記録作成・保管・報告	水道法第20条 水道法施工細則19条	知事	本部長等		○	○	○	○	○	-					
6	簡易専用水道受検報告書	水道法施工細則24条	知事	本部長等		○	○	○	○	○	-					
<b>9 水道関連条例</b>																
1	給水関係事前協議に関する申請書	条例等	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
2	上水道施設の開発に関する届出	条例等	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
3	上水道施設の設計審査に関する申請書	給水条例	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
4	上水道施設の工事に係る届出	給水条例	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
5	上水道施設の移管に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
6	給水装置工事の設計審査に関する届出	給水条例	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
7	給水管(取付・撤去)工事承認申請書	水道法 給水条例	水道局	本部長等		○	○	○	○	○	-					
8	給水装置工事施工承認申請書 給水装置(新設・改造・撤去)工事申請書	給水条例	市町村町又は水道事業者管理者	本部長等		○	○	○	○	○	-					
9	その他給水管工事に係る承認申請書	給水条例	水道事業者管理者	本部長等	敷地内の給水設備に関する届出	○		○	○	○	-					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>*共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。  *条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。  *届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出期日が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に届出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
10	給水装置工事完了届	条例	水道事業管理者等	本部長等						○							
11	給水装置不使用兼撤去届	条例	水道事業管理者等	本部長等						○							
12	直結増圧給水に関する事前協議書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
13	直結増圧給水の設計審査に関する申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
14	直結増圧給水の施工に関する届出	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
15	直結増圧給水の維持管理に関する届出	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
16	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
17	受水タンク以下装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
18	増圧給水設備以下給水装置メータ設置承認申請書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
19	各戸検針・各戸徴集に関する申請書、契約書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
20	各戸検針メータの交付・移管に関する届出書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
21	給水開始申込書	給水条例	水道事業管理者	本部長等						○							
22	その他給水に関する届出	条例等	市町村又は水道事業管理者	本部長等						○							
23	貯水槽水道(設置・変更・廃止)届	条例等	水道局知事	本部長等						○							
10	下水道法に基づく届出																
1	公共下水道工事施工承認申請書(着手届、竣工届、検査届)	下水道法第16条	公共下水道管理者	本部長等						○							
2	下水道固着申請等	下水道法第24条	公共下水道管理者	本部長等						○							
3	トイレ・サンプラット排水処理システムの維持管理に関する計画書	下水道法第24条	下水道局長、市長他	本部長等						○							
4	トイレ・サンプラット排水処理システムの維持管理確認報告書	下水道法第24条	下水道局長、市長、東京都下水道事業管理室	本部長等						○							
11	排水に係る届出																
1	排水設備等新設等計画届出書	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
2	排水設備工事完了届	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
3	工事完了検査届	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
4	公共下水道使用開始届出書等	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
5	公共ます設置等承認申請書	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
6	公共ます等工事着手届(表見場立会届)	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
7	雨水浸透施設等設置工事計画届	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
9	雨水浸透施設工事完了届	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
10	工事完了検査届	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							
11	大量排水事前協議書	条例	市長等	本部長等	東京都内					○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の 要不要等	提出期日	提出日 (予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>*共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。  *条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。  *届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に届出先へ届出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
<b>12 解体に係る届出</b>																	
1	解体事業計画書	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
2	解体事業に伴う工事着手届	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
3	解体事業説明会等報告書	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
4	解体事業標識設置届	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
5	解体事業実施届出書	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
6	指定作業場廃止届	条例	市長等	本部長等	東京都区内	○					○	-					
<b>13 振動規制法に基づく届出</b>																	
1	特定施設設置届出書	振動規制法第6条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○			-					
2	特定施設使用届出書	振動規制法第7条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○			-					
3	特定施設の構造及び能力ごとの数、特定施設の使用の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
4	振動の防止の方法変更届出書	振動規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
5	氏名等変更届出書	振動規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
6	特定施設使用全廃届出書	振動規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
7	承継届出書	振動規制法第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
8	特定建設作業実施届出書	振動規制法第14条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
9	フレキシブルディスク提出書	振動規制法施行規則第10条の2	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
<b>14 騒音規制法に基づく申請</b>																	
1	特定施設設置届出書	騒音規制法第6条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○			-					
2	特定施設使用届出書	騒音規制法第7条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○	○	○			-					
3	騒音の防止の方法変更届出書	騒音規制法第8条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
4	氏名等変更届出書	騒音規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
5	特定施設使用全廃届出書	騒音規制法第10条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
6	承継届出書	騒音規制法第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
7	特定建設作業実施届出書	騒音規制法第14条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
8	フレキシブルディスク提出書	騒音規制法施行規則第11条	市町村長	本部長等	指定地域を確認すること		○					-					
<b>15 航空法に基づく届出</b>																	
1	制限表面区域内の建築物	航空法第49条	空港事務所長	本部長等	区域内仮設物についての承認		○					-					
2	航空障害灯及び昼間障害標識の設置届出	航空法第51条、51条の2 航空法施行規則第238条	国土交通大臣	本部長等	高さ60m以上の物件、空港近接等	○	○	○				-					
3	航空障害灯設置免除許可申請書	航空法第51条第1項ただし書	地方航空局保安部運用課	本部長等	免除条件に該当する場合	○		○				-					
4	昼間障害標識設置免除承認申請書	航空法施行規則第132条の2第1項	地方航空局保安部運用課	本部長等	免除条件に該当する場合	○		○				-					
<b>16 交通バリアフリー法に基づく届出(高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第39条第1項に規定する土地区画整理事業に関する省令に基づく届出)</b>																	
1	交通バリアフリー法に基づく申請及び届出	交通バリアフリー法	知事等	本部長等		○	○		○	○		-					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>*共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。  *条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。  *届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>											届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出期日定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
17 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく届出																
1	公園に関する協議	13条	公園管理者	本部長等	対象は施行令1条旅客施設3条公園施設、4条特定建築物などが該当	○	○									
2	計画認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条	所管行政庁	本部長等	特定建築物の建築等	○	○			○	○					
3	変更認定申請書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律第18条	所管行政庁	本部長等	認定の計画変更	○	○			○	○					
4	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく報告書	高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○					
5	特定施設設置工事計画届出書	福祉のまちづくり条例	都道府県知事	本部長等		○	○			○	○					
18 福祉のまちづくり条例に基づく届出																
1	福祉のまちづくり条例届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	市長	本部長等		○	○			○	○					
2	福祉のまちづくり条例施設新設届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
3	福祉のまちづくり条例施設変更届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
4	福祉のまちづくり条例設置工事届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
5	福祉のまちづくり条例設置工事変更届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
6	福祉のまちづくり条例標識交付申請書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
7	福祉のまちづくり条例適合証交付請求書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
8	福祉のまちづくり条例工事完了届出書	各自治体福祉のまちづくり条例	知事、市長等	本部長等		○	○			○	○					
19 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく届出																
1	設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
2	建設住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第5条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
3	着工届	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
4	各段階工程検査申請書	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
5	完了届	登録住宅性能評価機関	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
6	変更設計住宅性能評価申請書	住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第3条	登録住宅性能評価機関	本部長等			○									
20 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく届出																
1	特定建築物の地震に対する安全性に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第6条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○									
2	認定建築物の耐震改修に関する報告書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第19条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○									
3	認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○									
4	変更認定申請書	建築物の耐震改修の促進に関する法律第18条	所管行政庁 都道府県知事	本部長等		○	○									
21 景観法に基づく届出																
1	景観計画区域内における行為の届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(県知事等)	本部長等	景観計画区域を確認すること	○	○			○	○					
2	景観区域内における行為の変更届出書	景観法第16条	景観行政団体の長(県知事等)	本部長等	景観計画区域を確認すること	○	○			○	○					
3	都市景観協議届出書	条例	市長等	本部長等		○	○			○	○					
22 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく届出																
1	住宅瑕疵担保責任保険申し込み申請	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	住宅瑕疵担保責任保険法人	本部長等												
2	住宅建設瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	工事発注者	本部長等		○										

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種				設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。          ・条例等については、所管行政庁に合わせ修正すること。          ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>																
<b>23 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく法律</b>																
1	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律対象建設工事通知(対象建設工事届)(着工届に対象工事となった場合も含む)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条1項、第1条【国、自治体】	特定行政庁	本部長等	特定建設資材の種類、着工の時期、工程の概要	○	○	○	○	○	-					
2	対象建設工事の請負契約に係る書面	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条	本部長等(当事者間)		変更の都度、相互に交付	○	○	○	○	○	-					
3	特定建設資材廃棄物の再資源化等完了報告書	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条	本部長等	請負者	請負者から発注者への報告、請負者の記録の保存	○	○	○	○	○	-					
<b>24 土壌汚染対策法に基づく届出</b>																
1	土壌汚染状況調査結果報告書	土壌汚染対策法第3条	知事等	本部長等		○	○				-					
2	この地域以外の土地の地質の変更届出書	土壌汚染対策法第9条	知事等	本部長等		○	○				-					
3	土壌汚染状況調査報告書	条例	知事等	本部長等		○					-					
4	土壌汚染処理完了報告書	条例	知事等	本部長等		○					-					
<b>25 海岸法に基づく届出</b>																
1	海岸保全区域占用許可申請書	海岸法第7条	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○				-					
2	海岸保全区域における施設(工作物)新設(改築)許可申請書	海岸法第8条1項2号	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○				-					
3	海岸保全区域における掘削(盛土、切土その他の制限行為)の許可申請書	海岸法第8条1項3号	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○	○				-					
4	管理者以外の施工する工事	海岸法第13条	海岸管理者	本部長等	海岸保全区域を確認すること	○					-					
<b>26 港湾法に基づく届出</b>																
1	港湾区域等の占用又は工事等の許可の申請	港湾法第37条1項1号、占用1項3号、工事	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	本部長等	港湾区域および港湾隣接地を確認すること	○	○				-					
2	臨港地区内における行為の届出等	港湾法第38条の2	港湾管理者	本部長等	臨港地区を確認すること	○					-					
3	工事の着手・完了の届出	港湾法第38条の2	当該港湾の区域を所管する港湾管理事務所、港湾管理者	本部長等		○	○				-					
<b>27 電波法に基づく届出</b>																
1	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第1項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	本部長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合	○					-					
2	高層建築物等変更届	電波法第102条の3第2項(又は、第102条の3第6項、第102条の4第2項)および電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	総務大臣各総合通信局	本部長等	新たに高層建築物等予定工事届等を提出した建築主等が記載内容を変更する手続。	○					-					
3	伝搬障害の判定のための必要事項の報告	電波法第102条の3第3項(又は第102条の3第6項、第102条の4第3項)	総務大臣各総合通信局	本部長等	総合通信局等の求めに応じて、建築主等が伝搬障害の判定のための必要事項について報告	○					-					
4	高層建築物等工事計画届	電波法第102条の3第5項、電波法による伝搬障害の防止に関する規則第8条	各総合通信局	本部長等	新たに伝搬障害防止区域が指定された場所で、既に31mをこえる高層建築物を計画している場合	○					-					
<b>28 文化財保護法に基づく届出</b>																
1	埋蔵文化財包蔵地による工事届出	文化財保護法93条	文化庁長官教育委員	本部長等	文化財包蔵地確認	○	○				-					
2	文化財保護法94条通知	文化財保護法94条	文化庁長官教育委員	本部長等	文化財包蔵地確認の機関、地方公共団体等	○	○				-					
<b>29 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づく届出</b>																
1	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第8条	都道府県知事(又は政令市長)	本部長等	PCBの保管のみPCBの保管・使用・処分の方あり	○	○				-					
2	承継届出書	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第12条第2項	都道府県知事(又は政令市長)	本部長等	PCB廃棄物の承継	○	○				-					
3	使用中のPCB製品の使用届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第5条	都知事	本部長等	使用中PCB製品を発見(東京都)	○	○				-					
4	使用中のPCB製品譲渡届出書 使用中のPCB製品譲受け届出書	東京都PCB(ポリ塩化ビフェニル)適正管理指導要綱第9条	都知事	本部長等	使用中のPCB製品の譲渡し・譲受け(東京都)	○	○				-					

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。          ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。          ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>						保	建	電	機	基	造	届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
<b>30 宅地造成等規制法等に基づく届出</b>																	
[宅地造成等規制法] 区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書																	
1	区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書	宅地造成等規制法第8条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○					○	○	-				
2	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の許可変更申請書	宅地造成等規制法第12条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○						○	○	-			
3	宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事の工事完了届	宅地造成等規制法第13条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○						○	○	-			
4	工事届	宅地造成等規制法第13条	知事等	本部長等	宅地造成工事規制区域を確認すること	○						○	○	-			
5	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく許可申請	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	知事等	本部長等	急傾斜地崩壊危険区域を確認すること	○						○	○	-			
<b>31 大気汚染防止法に基づく届出</b>																	
[大気汚染防止法] ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書																	
1	ばい煙発生施設設置(使用、変更)届出書	大気汚染防止法第6条第1項	都道府県知事	本部長等	ばい煙を大気中に排出する場合	○		○	○				-				
[大気汚染防止法] 特定粉じん排出等作業実施届出書																	
2	特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法第18条の15	都道府県知事	本部長等	石粉等を旨む建築物等の解体等作業を行う場合	○	○	○	○	○			-				
<b>32 砂防法に基づく届出</b>																	
[砂防法] 砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)																	
1	砂防指定地内制限許可申請(砂防指定地での工作物の新築、木竹の伐採等)	砂防法4条	知事等	本部長等	砂防指定地を確認すること	○						○	○	-			
<b>33 都市緑地法等に基づく届出</b>																	
[都市緑地法] (特別)緑化保全地域内の行為の届出																	
1	(特別)緑化保全地域内の行為の届出	都市緑地法第6条、第14条	都府県知事	本部長等	各区域を確認	○	○						-				
[都市緑地法] 地区計画等緑地保全条例に関する届出																	
2	地区計画等緑地保全条例に関する届出	都市緑地法第20条	市町村長	本部長等		○	○						-				
[都市緑地法] 緑化率適合証明等申請書																	
3	緑化率適合証明等申請書	都市緑地法施行規則第25条	市長	本部長等		○	○						-				
[都市緑地法] 緑化施設適合申請																	
4	緑化施設適合申請	都市緑地法施行規則第25条	市長	本部長等		○	○						-				
[都市緑地法] 緑化計画書、完了届																	
5	緑化計画書、完了届	都・府・県・市・区緑化関連条例	都府県知事市長、区長	本部長等		○						○	-				
[都市緑地法] 「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結届出書、完了届																	
6	「緑地の保存・保存樹等に関する協定」の締結届出書、完了届	保存緑地・保存樹関連条例	市長	本部長等		○							○	-			
[都市緑地法] 街路樹整備関係申請書、完了届、引継																	
7	街路樹整備関係申請書、完了届、引継	街路樹整備関係条例	市長	本部長等		○							○	-			
<b>34 電気事業法に基づく届出</b>																	
[電気事業法] 工事計画(変更)届出書																	
1	工事計画(変更)届出書	電気事業法第48条第1項	主務大臣産業保安監督部	本部長等	受電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○		○					-				
[電気事業法] 使用前安全管理審査申請書																	
2	使用前安全管理審査申請書	電気事業法第51条第3項	主務大臣産業保安監督部	本部長等	受電電圧10kV以上の需要施設、ばい煙発生施設	○		○					-				
[電気事業法] 自家用電気工作物使用開始届出書																	
3	自家用電気工作物使用開始届出書	電気事業法第53条	産業保安監督部	本部長等	譲り受け又は借受けた場合等(第53条の2)	○		○					-				
[電気事業法] 受電届																	
4	受電届	電気使用制限等規則9条	経産大臣産業保安監督部	本部長等	受電電力3,000kW以上	○		○					-				

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。											届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に届出先へ提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認	
35 放送法・有線電気通信法に基づく届出																
1	変更登録申請書(登録一般放送事業者用)	放送法第133条第1項・放送法施行規則第140条第1項	総務大臣 関東総合通信局	理事長	引込端子の数が501以上の設備の追加、変更、廃止	○	○									
(注意)引込端子数501端子以上の設備の追加、変更及び廃止は、機構が登録を受けている一般放送業務についての変更登録申請の扱いとなるので、本社と協議すること。																
2	一般放送の設備設置及び業務開始届	有線電気通信法第3条第1項及び放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル内共聴等)	○	○									
3	一般放送業務開始届書	放送法第133条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
4	一般放送の設備設置及び業務開始届書記載事項変更届出書	有線電気通信法第3条第3項及び放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
5	一般放送業務開始届出書記載事項変更	放送法第133条第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
6	一般放送の設備及び業務廃止届出	有線電気通信法施行規則第5条及び放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの以外(ビル内共聴等)	○	○									
7	一般放送の業務の廃止届出書	放送法第135条第1項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が51から500までの設備で、同一構内に設置するもの	○	○									
8	有線電気通信設備設置届・事項書	有線電気通信法第3条第1項及び第2項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
9	有線電気通信設備変更届	有線電気通信法第3条第3項	総務大臣 各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
10	有線電気通信設備廃止届	有線電気通信法施行規則第5条	各総合通信局	本部長等	引込端子の数が50以下の設備(集合住宅共聴施設を除く)	○	○									
11	電気通信設備報告書	放送法施行規則第159条	総務大臣 関東総合通信局	本部長等		○	○									
36 紛争予防条例関連の届出																
1	紛争予防条例関連標識設置届	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	本部長等			○									
2	紛争予防条例関連計画書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	本部長等			○									
3	紛争予防条例関連説明等報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	本部長等		○										
4	紛争予防条例関連意見対応報告書	中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	都道府県知事、市長等	本部長等			○									
37 測量法に基づく届出																
1	測量標・測量成果の使用承認申請	測量法第26条、30条	国土地理院の長	本部長等	第29条に測量成果を複製するための承認がある	○			○							
2	測量成果の交付申請	測量法第28条	国土地理院の長	本部長等		○			○							
3	公共測量実施計画書	測量法36条	国土地理院の長	本部長等	変更時合	○			○							
4	公共測量成果提出	測量法40条	国土地理院の長	本部長等		○			○							
5	公共測量成果の使用承認申請書	測量法第44条	測量計画機関	本部長等		○			○							
6	測量成果の認証申請	国土調査法第19条	国土交通大臣	本部長等・理事等	国土調査を行った時の認証	○			○							
38 廃棄物等に関する届出																
1	焼却炉撤去(ダイオキシン類)	ダイオキシン類対策特別措置法	知事等	本部長等		○	○		○							
2	廃掃法関連	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	環境大臣等	本部長等・受注者		○	○		○							
39 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出																
1	特定建築物省エネルギー計画届出書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項、第75条の2第1項	都道府県知事 所管行政庁	本部長等		○	○	○	○							
2	届出書(省エネルギー措置)	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条、第75条の2	都道府県知事	本部長等	1項(上段)以外の届出が含まれる	○	○	○	○							
3	特定建築物に係る定期報告書	エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第5項、第75条の2第1項	所管行政庁	本部長等		○	○	○	○							

No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日
・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。 ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。 ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。											届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を記入	
40 大規模小売店舗立地法に基づく届出																
1	大規模小売店舗新設計画届出書	大規模小売店舗立地法第5条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意、この前に事前協議がある場合もある	○	○					-				
2	大規模小売店舗新設計画変更届出書	大規模小売店舗立地法第6条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○					-				
3	大規模小売店舗新設計画説明会の公告・開催届出書	大規模小売店舗立地法第7条	都道府県	本部長等、設置者	行政庁により違いがあり注意	○	○					-				
4	交通管理者協議	大店立地法	交通管理者	本部長等	行政庁により違いがあり注意	○			○			-				
41 ガス等に関する届出																
1	ガス設備工事受付書	ガス事業法	ガス会社	本部長等		○			○			-				
2	液化石油ガス設備工事の届出書	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の3	都道府県	本部長等		○			○			-				
3	高圧ガス製造許可申請書、製造届	高圧ガス保安法第5条1項	都道府県知事	本部長等	電動カーボ冷凍機などが圧縮式冷凍機がある場合など	○			○			-				
42 水質汚濁防止法に基づく届出																
1	水質汚濁防止法に基づく届出(特定施設設置届、特定施設の構造等の変更届、期間短縮の申請等)	水質汚濁防止法第5条、第7条	知事等	本部長等		○			○			-				
43 廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例に基づく届出																
1	廃棄物保管場所等設置届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	本部長等	東京都区内	○	○					-				
2	廃棄物管理責任者選任届	廃棄物の発生抑制再利用による減量及び適性処理に関する条例	区長	本部長等	東京都区内	○	○					-				
44 電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出																
1	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づく届出(占用許可の申請)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第4条	道路管理者	本部長等		○			○			-				
45 都市公園法に基づく届出																
1	許可申請書	都市公園法5条	市長等	本部長等		○			○			-				
2	都市公園の占用許可	都市公園法6条	市長等	本部長等		○			○			-				
46 森林法に基づく届出																
1	森林法関係届出	森林法10条の2	知事等	本部長等	地域森林計画の対象となっている民有林を確認すること	○			○			-				
47 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき届出																
1	長期優良住宅建築等計画認定申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条1～3項	所管行政庁	本部長等		○	○					-				
2	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条	所管行政庁	本部長等		○	○					-				
3	長期優良住宅建築等計画認定変更申請書(議定人決定時)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条1～3項	所管行政庁	本部長等		○	○					-				
48 その他																
1	行政財産使用(変更)許可申請書	地方自治法238条の4		本部長等		○	○					-				
2	行政財産使用料減額(免除)申請書			本部長等		○	○					-				
3	固定資産等現状変更工事実施承認申請書			本部長等		○	○					-				
49 その他条例等に基づく届出																
1	境界確認書	条例	市長等	本部長等		○			○			-				
2	境界査定願い	条例	市長等	本部長等		○			○			-				
3	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例116条、117条に基づく土壌汚染調査、計画、完了届	都条例	都知事	本部長等		○			○			-				
4	工事監理者及び工事施工選任届	条例	建築主事	本部長等	横浜市	○			○			-				
5	公有土地水面使用届出	条例3条	知事等	本部長等	東京都公有土地水面使用等規則	○			○			-				
6	砂防指定地内行為協議書	条例等	知事等	本部長等		○			○			-				
7	貯水槽廃止届	条例	知事等	本部長等		○			○			-				
8	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○			○			-				
9	東京都環境確保条例89条に基づく指定作業場設置(変更)届(自動車駐車場20台以上)	都条例89条	都知事	本部長等		○			○			-				
10	地下水保全条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○			○			-				
11	都市公園条例に基づく申請及び届出	条例	区長等	本部長等		○			○			-				



No.	届出等書類名称	根拠法令	提出先	提出者	適用にあたっての留意事項	主に該当する職種					設計者記入欄		建設業者記入欄	届出者記入欄		監督員記入欄	
						保	建	電	機	基	造	届出の要不要等	提出期日	提出日(予定日)	担当者	届出日	届出確認日
<p>・共通的な名称、提出先、提出者、適用を記載しているため、所管行政庁により異なるので注意。          ・条例等については、所管行政庁にあわせ修正すること。          ・届出等および該当職種に不足があれば追記すること。</p>												届出が必要と思われる項目に「○」、不要と思われる項目に「-」をつける	法令等により提出記述が定められている場合記入	届出が必要と思われる項目について提出予定日を記入	実際に届出を行う者を記入	実際に提出先に提出した日付を記入	監督員が届出を確認した日を確認
100 平成23年以降制定の法令で、URの住宅建設、保全部門に関連すると思われるもの																	
なし																	
110 上記以外に必要なと思われる、法令・条例等に基づく届出																	
1	環境影響評価条例に基づく申請及び届出	環境影響評価条例	知事、市長	本部長等	東京都、横浜その他	○	○			○	-						
2	建築物環境配慮制度(CASBEE)に基づく申請及び届出	建築物環境配慮制度(CASBEE)				○	○			○	-						
3	鉄道敷付近での建設の届出等					○	○			○	-						
4	送電線付近での建設の届出等					○	○	○		○	-						
5	駐輪場設置制度に基づく届け出	条例	特定行政庁他	本部長等	世田谷区、さいたま市他	○	○			○	○	-					
6	その他上記以外条例に基づく届出	各条例	特定行政庁他	本部長等		○	○	○	○	○	-						
7	その他上記届出の定期報告	各法令・条例	特定行政庁他	本部長等		○	○	○	○	○	-						

## ウイークリースタンス 実施要領

**1 目的**

公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七年法律第十八号)第 22 条に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」を踏まえ、建設コンサルタント業務等における受発注者の業務環境を改善し、業務成果の品質が確保されるよう適正な業務執行を図ることを目的とする。

**2 取組内容**

- (1) 業務の実施に当たり、適切な作業時間を確保するほか、就業環境や業務特性等を勘案した上で、原則として以下の項目（1 週間における仕事の進め方の相互ルール）について受発注者間で設定する。
  - ① 休日明け日（月曜日等）を依頼の期限日としない。
  - ② 水曜日は定時の帰宅を心掛ける。
  - ③ 休暇が取れるように休前日（金曜日等）は新たな依頼をしない。
  - ④ 昼休みや 17 時以降の打合せは行わない。
  - ⑤ 定時間際、定時後の依頼をしない。
  - ⑥ その他、業務環境改善に関わる取組みを任意に設定する（web 会議の積極的な活用等）。
- (2) 業務履行期間中であっても、受発注間で確認・調整の上、必要に応じ、設定した取組内容を見直すことができる。
- (3) (1) によらず、やむを得ず受注者に作業依頼を行う場合には、調査職員又は監督職員から管理技術者又は主任技術者に対して依頼内容とその理由を明確に指示する。
- (4) 緊急事態対応（災害対応等）については、取組みの対象外とする。

**3 進め方**

- (1) 初回打合せ時に取組内容を受発注者間で確認・調整の上、設定する。取組期間については、初回打合せ時から履行期間末までを原則とする。
- (2) 受注者は、設定した取組内容を打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- (3) 成果物納入時の打合せ時に実施結果、効果、改善点等を受発注者双方で確認し、打合せ記録簿に整理する。

以 上

# 工事監督業務「仕様書集」

令和4年4月版

独立行政法人都市再生機構

中部支社 住宅経営部 工務・検査課

## 目次

- 工事監督業務委託共通仕様書（Ⅱ） ..... 1～4
- 工事監督業務委託標準仕様書 ..... 5～12
- 監理項目・標準/基準・記録様式

項目		備考	ページ
項目・基	特に報告を求める事項	電気	13～14
	工事監理標準（総則編）	「工事監理標準」を参考 に「工事監理基準」を作成する。	15～17
	工事監理標準（電気編）		18～29
記録様式	工事監理基準（総則編）に基づく確認報告（参考例）	報告様式は参考例	30～32
	工事監理基準（電気編）に基づく確認報告（参考例）		33～43
	工事監理基準に基づく確認報告（補助様式）（参考例）		44

## 工事監督業務共通仕様書（Ⅱ）

（適用）

第1条 この仕様書は、独立行政法人都市再生機構が工事監督業務を委託する場合における受託者が行う工事監督業務について適用する。

（受託者）

第2条 受託者は、この仕様書に基づいて受託者の職員に的確に工事監督を行わせなければならない。

- 2 受託者は、工事監督の実施のため管理技術者、主任監理員及び監理員を定めなければならない。
- 3 受託者は、管理技術者、主任監理員及び監理員を決定し、又は変更した場合は書面をもって、その者の氏名、年齢、職歴及び業務に関する資格を契約書に定める担当職員（以下「担当職員」という。）に通知しなければならない。
- 4 受託者は、この仕様書に定めるもののほか、必要があるときは工事受注者に対して的確な指示を与え、重要な事項については担当職員への報告又は担当職員との協議をしなければならない。

（管理技術者）

第3条 管理技術者は、仕様書に示された業務の適正な履行を確保するために主任監理員及び監理員を指揮監督し、業務を総括掌理しなければならない。

- 2 管理技術者は、工事監督業務の実施に当たり、「業務実施計画書」を作成し、担当職員に提出して承諾を得なければならない。
- 3 管理技術者は、別途定める様式により「業務処理結果報告書」を作成し、担当職員の要求のあったときは、遅滞なく、これを提出して、業務処理結果状況の確認を受けなければならない。
- 4 管理技術者は、契約書、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの図書及び仕様書を「設計図書」という。）の内容について熟知し、かつ、工事現場の状況に精通しておかなければならない。
- 5 管理技術者は、常に工事受注者及び地元の関係に留意し、その間に諸種の問題を起ささないよう配慮しなければならない。

（主任監理員及び監理員）

第4条 主任監理員は、工事の状況に精通し各工事の進捗よくに留意し、工事が円滑に施工されるように務めなければならない。

- 2 主任監理員は、監督業務の実施に当たって監理員を指揮監督し、常に工事受注者に対し的確な指示を与え、又は遅滞なく所要の手続きをとり、重要な事項については、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。
- 3 監理員は、主任監理員の指示するところに従って監督業務を行い、監督状況を主任監理員に報告しなければならない。

（監督の技術的基準）

第5条 監督を行うに当たって必要な技術的基準については、別に定めるところによる。

（下請負）

第6条 主任監理員は、工事受注者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、別に定めるところにより下請負人（受注者を含む。以下同じ。）の名称その他必要な事項をあらかじめ通知することを工事受注者に請求しなければならない。

- 2 主任監理員は、前項の規定により工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「下請負」という。）について工事受注者から通知を受けたときは、その内容を管理技術者に報告しなければならない。
- 3 主任監理員は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、下請負の範囲又は下請負者が工事の施工又は管理につき不相当と認めたときは、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

（施工体制台帳）

第7条 主任監理員は、工事受注者から施工体制台帳の提出を受けたときは、その内容、現場把握のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

（現場代理人等）

第8条 主任監理員は、工事受注者から現場代理人並びに工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる専任の主任技術者（監理技術者）及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）（以下「現場代理人等」という。）について通知を受けたときは、管理技術者に報告しなければならない。

- 2 主任監理員は、工事受注者の現場代理人等又は現場代理人等でない工事受注者の使用者若しくは労務者について、工事の施工又は管理につき不相当であると認める者があるときは、その理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

- 3 管理技術者は、第1項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、担当職員に報告しなければならない。
- 4 管理技術者は、第2項の規定により主任監理員から報告を受けた場合は、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(現場に関する書類等)

第9条 管理技術者は、その職務に応じて、次の各号に掲げる書類等を工事現場に備え付け、これを整備しておくものとする。

一 契約に関する書類

- イ 工事請負契約書写し(契約工程表を含む。)
- ロ 設計図書
- ハ 請負代金内訳書
- ニ 現場代理人等届
- ホ 履行報告
- ヘ 火災保険及び建設業退職金等に関する書類

二 工事施工状況に関する書類

- イ 技術者名簿に関する書類
- ロ 施工体制台帳、施工体系図
- ハ 工事カルテに関する書類
- ニ 工事計画書、施工計画書(実施工程表を含む。)
- ホ 各種施工図等
- ヘ 施工管理記録、工事写真に関する書類
- ト 主要材料に関する書類
- チ 試験に関する書類
- チ 再生資源利用計画、再生資源利用促進計画等に関する書類

三 その他必要な書類

2 前項第2号及び第3号に掲げる書類の記録の方法等は、別に定めるところによる。

(工事カルテ作成・登録)

第10条 主任監理員は、工事受注者が作成した工事カルテの内容を確認したときは遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(工事施工計画)

第11条 主任監理員は、工事受注者から提出される工事施工計画について、関連する工事及び地元関係に留意して、その内容を検討し、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(関連工事の調整)

第12条 主任監理員は、工事受注者の施工する工事及び他の工事受注者の施工する工事が施工上関連する場合において、その施工について調整を行う必要があるときは、管理技術者に報告し指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告し指示を受けなければならない。

(工事着工日の報告)

第13条 主任監理員は、工事受注者が着工したことを確認したときは、遅滞なく、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(工事の促進)

第14条 主任監理員は、工事受注者から提出された実施工程表に基づき、常に工事の工程に注意し、工事受注者に対し工事の促進に係る指示を与えなければならない。

2 主任監理員は、工事の進ちょく状況を管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事が遅延するおそれがあるときは、その状況について管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前2項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

(設計図書)

第15条 主任監理員は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したとき又はその事実につき工事受注者から書面をもって通知を受けたときは、直ちに、調査を行い管理技術者に報告し、指示を受けなければならない。

一 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。

二 設計図書の表示が明確でないこと。(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、ゆう水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書で明示されていない施工条件について、予測することのできない特別の状態が生じたこと。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、指示を受けなければならない。

(施工図)

第16条 主任監理員は、工事受注者から設計図書に基づいて作成した施工に必要な細部設計図、原寸図等の提出を受けたときは、これを確認し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

(材料確認)

第17条 主任監理員は、工事に使用する材料（貸与品及び支給品を含む。以下同じ。）のうち、設計図書において監督員の確認等を受けて使用すべきものと指定されたものにあつては、品質、数量等について使用前に確認し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により、主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、第1項の規定による検査の結果、不適合と決定した材料を遅滞なく工事現場から搬出させ、適合と決定した材料は承諾を得ることなく搬出させてはならない。

4 主任監理員は、工事に使用する材料の保管については、周囲の状況、品質等に応じ工事受注者に適切な管理をさせなければならない。

(施工検査)

第18条 主任監理員は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、工事受注者の申出に応じ、遅滞なく、立会い又は段階検査を行わなければならない。

2 主任監理員は、前項の申出を受けた場合において立会い又は段階検査を行いがたい正当な理由があるときは、直ちに、管理技術者に報告しその指示を受けた上、工事受注者に対し適切な処置をとるべきことを指示しなければならない。

3 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、事前に担当職員に報告し、承諾を得たのち主任監理員に指示を与えなければならない。

(破壊検査)

第19条 主任監理員は、工事受注者が指示に反して第17条第1項に規定する確認等又は前条に規定する立会い若しくは段階検査を受けずに施工した場合で破壊検査の必要があると認めるときは、管理技術者に報告しその指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、破壊検査の必要の有無について検討し、その内容を事前に担当職員に報告し承諾を得たのち、主任監理員に指示を与えなければならない。

(改造請求)

第20条 主任監理員は、工事の施工が設計図書に適合しないと認められるときは、工事受注者に対しその改造を請求し、その措置について管理技術者に報告しなければならない。

(工期の延長)

第21条 主任監理員は、工期延長の必要があると認めるとき又は工事受注者から工期延長の申請を受けたときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(工事の変更)

第22条 主任監理員は、工事を変更し、又は一時中止し、若しくは打ち切る必要があると認めるとき又は工事受注者から申出があつたときは、速やかに、理由を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、速やかに、理由を付して担当職員に報告しなければならない。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第23条 主任監理員は、工事受注者から工事請負契約書中賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の基づき請負代金額の変更の規定に基づき請負代金額の変更の請求があつたときは、直ちに、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その旨を担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から第1項の規定による請求があつた日から起算して14日以内に別に定めるところにより残工事量を査定し、その結果を管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、直ちに、その結果を担当職員に報告しなければならない。

(解体材、発生材等)

第24条 主任監理員は、解体材、発生材、文化財、その他工事に支障となる障害物件（以下「解体材、発生材等」という。）が生じたときは、工事受注者から提出させた調書を付して管理技術者に報告し、その指示を受けなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、担当職員に報告し、その指示を受けなければならない。

3 主任監理員は、前項の指示があるまで、解体材、発生材等について工事受注者に適切に管理をさせなければならない。

（建設副産物）

第25条 主任監理員は、工事受注者から提出された再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画についてその内容を確認のうえ、管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の報告を受けたときは、担当職員に報告しなければならない。

（検査時の措置）

第26条 主任監理員は、工事受注者から部分払いの請求のための確認を求められたときは、遅滞なく、当該請求に係る工事の出来形部分等について確認を行い管理技術者に報告しなければならない。

2 主任監理員は、工事受注者から工事が完成した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、工事が完成していることを確認して、管理技術者に報告しなければならない。

3 主任監理員は、検査の実施に立ち会わなければならない。

4 主任監理員は、完成検査の結果、検査員から補修又は改造を工事受注者に命じた旨の通知を受けた場合は、その補修又は改造の履行について監督しなければならない。

5 主任監理員は、工事受注者から前項の補修又は改造が完了した旨の通知を受けたときは、遅滞なく、補修又は改造が完了したことを確認して管理技術者に報告しなければならない。

6 管理技術者は、第1項、第2項又は第5項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、工事受注者から提出された書類を添付して、直ちに、担当職員に報告しなければならない。

（臨機の措置）

第27条 主任監理員は、災害防止その他施工上工事受注者に臨機の措置をとらせる必要があると認められるときは、直ちに、意見を付して管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その必要の有無について検討し、意見を付して担当職員に報告し、その承諾を得なければならない。ただし、緊急やむを得ない場合は自己の判断で指示し、その措置について担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から災害防止等のためにとった臨機の措置について報告を受けたときは、直ちに、その状況を調査確認し管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その状況を担当職員に報告しなければならない。

（天災その他不可抗力による損害）

第28条 主任監理員は、天災その他の不可抗力により損害を生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

3 主任監理員は、工事受注者から天災その他の不可抗力により、工事の出来形部分、工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害を生じた旨の通知を受けたときは、直ちに、調査を行いその損害の状況を確認し、管理技術者に報告しなければならない。

4 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その損害の状況を担当職員に報告しなければならない。

（工事目的物の損害）

第29条 主任監理員は、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害について必要と認めるときは、速やかに、その状況を管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、その事実を担当職員に報告しなければならない。

（第三者に及ぼした損害等）

第30条 主任監理員は、工事の施工に伴い工事現場周辺の住民その他の第三者に損害が生じたとき又は工事現場周辺の住民その他の第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに、その状況を調査し管理技術者に報告しなければならない。

2 管理技術者は、前項の規定により主任監理員から報告を受けたときは、遅滞なく、担当職員に報告しなければならない。

（契約履行等についての危惧）

第31条 管理技術者は、工事受注者が行う契約の履行について疑念が生じたときは、速やかに、担当職員にその理由を調査し報告しなければならない。



## 工事監督業務委託標準仕様書

### 第1章 総則

#### 1 適用

- (1) 工事監督業務委託標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、工事に係る工事監理（建築工事、電気設備工事、機械設備工事それぞれの工事監理をいう。）及び工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)に基づく工事監督業務（以下「工事監督業務」という。）を委託する場合に適用する。
- (2) 仕様書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を規定するものとする。ただし、工事監督仕様書の間に関連がある場合、工事監督仕様書の優先順位は、次のイからニの順序のとおりとする。
  - イ 質問回答書
  - ロ 特記仕様書
  - ハ 標準仕様書
  - ニ 共通仕様書
- (3) 受託者は、前項の規定により難しい場合又は工事監督仕様書に明示のない場合若しくは疑義が生じた場合には、担当職員と協議するものとする。

#### 2 用語の定義

標準仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは、独立行政法人都市再生機構をいう。
- (2) 「受託者」とは、工事監督業務の実施に関し、発注者と契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
- (3) 「担当職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書第7条に定める者をいう。
- (4) 「検査員」とは、工事監督業務の完了の検査に当たって、契約書第14条の規定に基づき、検査を行う者をいう。
- (5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、契約書第8条の規定に基づき、受託者が定めた者をいう。
- (6) 「対象工事」とは、当該工事監督業務の対象となる工事をいう。
- (7) 「監督員」とは、対象工事の工事請負契約の適正な履行を確保するための必要な監督を行う者であり、上席総括監督員、総括監督員、副総括監督員、主任監督員、監督係員及び受託者において構成される委託監督員（管理技術者、主任監理員、監理員）を総称していう。
- (8) 「工事受注者等」とは、対象工事の工事請負契約の受注者又は工事請負契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (9) 「契約図書」とは、契約書及び工事監督仕様書をいう。
- (10) 「工事監督仕様書」とは、仕様書及び質問回答書をいう。
- (11) 「仕様書」とは、共通仕様書、標準仕様書及び特記仕様書（特記仕様書において定め

る資料及び基準等を含む。)を総称している。

- (12) 「共通仕様書」とは、各工事監督業務に共通する事項を定める図書で「工事監督業務委託共通仕様書(Ⅱ)」によるものをいう。
- (13) 「標準仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する標準的な事項を定めるもので、本書をいう。
- (14) 「特記仕様書」とは、当該工事監督業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書で「工事監督業務委託特記仕様書」によるものをいう。
- (15) 「質問回答書」とは、仕様書等に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
- (16) 「設計図書」とは、対象工事の工事請負契約書の規定により定められた設計図書、発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
- (17) 「監督業務処理結果報告書」とは、仕様書に定める履行の報告に係る報告書をいう。
- (18) 「書面」とは、手書き、印刷等により作成した書類をいい、発効年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、メールその他、担当職員の承諾を受けた方法により伝達できるものとするが、速やかに有効な書面と差し替えるものとする。
- (19) 「指示」とは、担当職員が受託者に対し、工事監督業務の遂行上必要な事項について書面によって示すことをいう。
- (20) 「請求」とは、発注者又は受託者が契約内容の履行若しくは変更に関して相手方に書面をもって行為若しくは同意を求めることをいう。
- (21) 「通知」とは、発注者若しくは担当職員が受託者に対し、又は受託者が発注者若しくは担当職員に対し、工事監督業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (22) 「報告」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (23) 「申出」とは、受託者が契約内容の履行又は変更に関して、発注者に対して、書面をもって同意を求めることをいう。
- (24) 「承諾」とは、受託者が担当職員に対し、書面で申し出た工事監督業務の遂行上必要な事項について、担当職員が書面により了解することをいう。
- (25) 「質問」とは、不明な点に関して、書面をもって問うことをいう。
- (26) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
- (27) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受託者が対等の立場で合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (28) 「提出」とは、受託者が担当職員に対し、工事監督業務に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
- (29) 「検査」とは、契約図書に基づき、工事監督業務の確認をすることをいう。
- (30) 「打合せ」とは、工事監督業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等が担当職員等又は受託者等と面談により、業務の方針、条件等又は設計内容の疑義を正すことをいう。
- (31) 「協力者」とは、受託者が工事監督業務の遂行に当たって、その業務の一部を再委託

する者をいう。

## 第2章 工事監督業務の内容

工事監督業務は、一般業務及び追加業務とし、それらの業務内容は次に掲げるところによる。

### 1 一般業務

受託者は担当職員の指示に従い、以下の一般業務の項目について、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

#### (1) 工事監理に関する業務

受託者は、国土交通省告示第98号に定められる「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、「工事と設計図書との照合及び確認」について、「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」により確認を行う等により工事受注者等の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、工事監理を行う。

#### イ 工事監理基準の策定

(イ) 受託者は「特に報告を求める事項」については特に留意して確認を行うものとし、工事受注者等が実施する品質管理の方法及び作成書類等を事前に確認した上で、自らの立会い及び書類確認方法の詳細、確認時期、確認頻度等について、工事受注者等と協議の上、自らの責任において決定する。

なお、工事受注者等において品質管理の方法及び作成書類等が明確になっていない場合は必要に応じて指示を行い、品質管理に関する報告書等の提出を求めることとする。

(ロ) 上記(イ)のほか、その他の「設計図書に定めのある方法」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」による確認については、立会い及び書類による確認時期、確認頻度、確認方法等を自らの責任において定める。

(ハ) 上記(イ)、(ロ)に基づき実施する確認に伴い、工事受注者等より施工計画書、施工要領書、規格証明書、試験成績書、施工記録書、工事写真、その他の工事関係書類を提出させる場合の時期、頻度等については予め工事受注者等と協議を行った上で決定する。

また、立会い確認を実施する際の時期、頻度等についても同様とする。

(ニ) 上記(イ)から(ハ)により定めた内容については、工事監理基準として監督業務実施計画書に添付し担当職員の確認を受ける。

(ホ) 工事監理基準変更の場合の協議

工事監理基準に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

#### ロ 工事監督方針の説明等

(イ) 工事監督方針の説明

当該業務の着手に先立ち受託者は工事監督方針（工事監理体制、工事監理基準、その他工事監督の方法等）について記載された監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出し、確認を受ける。

(ロ) 工事監督方針変更の場合の協議

工事監督方針に変更の必要が生じた場合、担当職員と協議する。

## ハ 設計図書の内容の把握等

### (イ) 設計図書の内容の把握

設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、担当職員に報告する。

### (ロ) 質疑書の検討

工事受注者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を担当職員に報告する。

## ニ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

### (イ) 施工図等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

③ ②の結果、工事受注者等が施工図、製作見本、模型、見本施工等を再度作成し、提出した場合は、①及び②の規定を準用する。

### (ロ) 工事材料、設備機器等の検討及び報告

① 設計図書の定めにより工事受注者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事受注者等に対して事前に指示すべき内容を担当職員に報告し、提案又は提出された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

② ①の検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。

③ ②の結果、工事受注者等が工事材料、設備機器等及びそれらの見本を再度提案又は提出した場合は、①及び②の規定を準用する。

## ホ 工事と設計図書との照合及び確認

工事受注者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

## ヘ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

(イ) ホの結果、工事が設計図書のとおり実施されていると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。

(ロ) ホの結果、工事が設計図書のとおり実施されていないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報

告する。

- (ハ) 工事受注者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を担当職員に報告する。
- (ニ) (ハ)の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、(イ)、(ロ)及び(ハ)の規定を準用する。

ト 監督業務処理結果報告書等の提出

- (イ) 工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、その他、担当職員から求めがあった場合は監督業務処理結果報告書及び担当職員が指示した書類等の整備を行い、担当職員に提出する。

(2) その他の業務

イ 工程表の検討及び報告

- (イ) 工事請負契約の定めにより工事受注者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が工程表を再度作成し、提出した場合は、(イ)及び(ロ)の規定を準用する。

ロ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

- (イ) 設計図書の定めにより工事受注者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- (ロ) (イ)の検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事受注者等に対して修正を求めその他必要な措置についてとりまとめ、担当職員に報告する。
- (ハ) (ロ)の結果、工事受注者等が施工計画を再度作成し、提出した場合は、(イ)及び(ロ)の規定を準用する。

ハ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

(イ) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告

- ① 工事受注者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事受注者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を担当職員に報告する。
- ② ①の検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は担当職員から適合していない箇所を示された場合には工事受注者等に対して指示すべ

き事項を検討し、その結果を担当職員に報告する。

③ 工事受注者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を担当職員に報告する。

④ ③の結果、修補が適切になされていないと認められる場合の再修補等の取扱いは、①、②及び③の規定を準用する。

(ロ) 工事請負契約に定められた指示、検査等

工事監督仕様書に定められた試験、立会い、確認、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を担当職員に報告する。また工事受注者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。

(ハ) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査

工事受注者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、担当職員に報告し、担当職員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

ニ 関係機関の検査の立会い等

関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事受注者等が作成し、提出する検査記録等に基づき担当職員に報告する。

ホ その他

その他の業務内容については、特記仕様書による。工事監督業務に付随する一般業務として、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

## 2 追加業務

追加業務の内容については、特記仕様書による。一般業務と同様、受託者は担当職員の指示に従い、監督業務実施計画書に記載した工事監督方針に基づいて行うものとする。

## 第3章 業務の実施

### 1 適用基準等

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、特記仕様書に定める基準等（以下「適用基準等」という。）に基づき行うものとする。

(2) 適用基準等として定められているものについては、原則、受託者の負担において備えるものとする。

### 2 担当職員

(1) 発注者は、工事監督業務における担当職員を定め、受託者に通知するものとする。

(2) 担当職員は、契約図書に定められた範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

### 3 提出書類

(1) 受託者は、発注者が指定する書類等については、定められた様式等により、契約締結後に関係書類を、担当職員を経て発注者に遅滞なく提出しなければならない。

(2) 受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。

#### 4 打合せ及び記録

- (1) 工事監督業務を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と担当職員は常に密接な連絡をとり、工事監督方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、その都度受託者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (2) 工事監督業務着手時及び特記仕様書に定める時期において、管理技術者と担当職員は打合せを行うものとし、その結果について、管理技術者が書面（業務打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。
- (3) 受託者は工事受注者等との打合せ内容について書面（業務打合せ記録簿）に記録し、速やかに担当職員に提出しなければならない。

#### 5 監督業務実施計画書

- (1) 受託者は、契約締結後14日以内に監督業務実施計画書を作成し、担当職員に提出しなければならない。
- (2) 監督業務実施計画書には、契約図書に基づき、次の事項を記載するものとする。
  - イ 業務一般事項
  - ロ 業務工程計画
  - ハ 業務体制
  - ニ 工事監督方針
  - ホ 工事監理基準上記事項のうちロ業務工程計画については、対象工事の工事受注者等と十分な打合せを行った上で内容を定めなければならない。また、ニ工事監督方針及びホ工事監理基準の内容については、事前に担当職員の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、監督業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度担当職員に変更監督業務実施計画書を提出しなければならない。
- (4) 担当職員が指示した事項については、受託者は更に詳細な監督業務実施計画に係る資料を提出しなければならない。

#### 6 資料の貸与及び返却

- (1) 担当職員は、特記仕様書において貸与すると定める図面及び適用基準等並びにその他関連資料（以下「貸与資料」という。）を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、貸与資料の必要なくなった場合は直ちに担当職員に返却するものとする。
- (3) 受託者は、貸与資料を善良な管理者の注意をもって取扱わなければならない。万一、損傷した場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
- (4) 受託者は、特記仕様書に定める守秘義務が求められる資料については、これを他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

#### 7 関係機関への手続き等

- (1) 受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、発注者が行う関係機関等への手続き及び立会いの際に協力しなければならない。また、受託者は、工事監督業務を実施するため、関係機関等に対する諸手続き及び立会いが必要な場合は、速やかに行うものとする。
- (2) 受託者が、関係機関等から交渉を受けたときは、遅延なくその旨を担当職員に報告す

る。

#### 8 関連する法令、条例等の遵守

受託者は、工事監督業務の実施に当たっては、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

#### 9 再委託

監督業務委託契約書第6条第2項の規定により、あらかじめ機構の承諾を受け業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができるものは特記仕様書による。

以 上



## 特に報告を求める事項

## 1. 「特に報告を求める事項」について

- (1) 「特に報告を求める事項」は表-1に示す内容をいう。
- (2) 本紙に記載なき事項については下記によるほか、対象工事の設計図書等によること。
  - ・ 工事監理ガイドライン
  - ・ 公共住宅建設工事共通仕様書
  - ・ 公共建築工事標準仕様書

表-1：電気設備工事

区分	監理項目	確認内容
2 電力設備 工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	接地極の埋設	接地極の埋設方法の確認（接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証）
	高圧ケーブルの接続及び端末処理	高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認
	屋外灯・埋設物等施工及び関連工事との取合い	屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部（ハンドホールを含む）の防水処理方法及びケーブル敷設状況	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験	抵抗値の計測確認及び作動状況の確認
3 受変電設備 工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	受変電設備の試験	各種試験計測の確認
4 電力貯蔵 設備工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認

区分	監理項目	確認内容
5 発電設備 工事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定	各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認
6 情報設備 工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	テレビアンテナの位置	テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証
	テレビ・FM 共同受信設備のテレビ画像品位及び音質	ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	情報設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	インターホンオートドアロック設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
	防犯カメラ設備の画像	防犯カメラ設備の画像（視界・画質・必要照度）の確認
	LAN 設備の試験調整及び外部接続	各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認
7 防災設備 工事	先行住宅、共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	防災設備の総合動作	全設備の作動状況の確認
8 中央監視 制御設備工 事	共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い	埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認
	防火区画貫通部の耐火処理方法	適合工法による施工の確認
	外壁貫通部の防水処理方法	材料及び施工方法の確認
	機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け	機器の据付位置、施工方法の確認
	構造試験及び性能試験	各種試験の計測確認

# 工事監理標準（総則編）

## 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、  
「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

### ○工事監理標準の構成について

1. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

2. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○					○	○	
内容③		施工後	2割程度	△	△					△	△	

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）または「計測」（○）による立会確認および「施工記録書」（○）または「工事写真」（○）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）または「計測」（△）による立会確認および「施工記録書」（△）または「工事写真」（△）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

● 特に報告を求める事項 … 「工事と設計図書との照合及び確認」における「設計図書に定めのある方法」として、立会い等により特に入念に監理を行い、その結果について報告が求められる項目  
 ※ 複数監督員が行う事項 … 監督業務の対象工事が低入札調査対象工事である場合に複数の監督員により実施される項目

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
						立会確認		書類確認				
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
1 一 般 共 通 事 項	1.1 工事受注者の施工品質管理	(1) 施工品質管理方法の確認		工事着手前	全数			◎				
	1.2 契約に関する届出書類	(1) 着工時提出書類の確認(現場代理人届、監理技術者届ほか)		工事着手前	全数			◎				
	※ 監理技術者の専任制等	(1) 資格者証の把握 ※1.2(1)と同じ		工事着手前	全数							
		(2) 同一性の把握			全数							
		(3) 常駐の把握			全数							
	1.3 実施工程表	(1) 実施工程表の確認(生産工程表により、製品製作予定、検査予定、進捗率等の確認)		工事着手前	全数			◎				
	1.4 総合施工計画書	(1) 総合的な計画をまとめた総合施工計画書、全体施工計画書の確認		工事着手前	全数			◎				
	1.5 施工体制	(1) 施工体制台帳、施工体系図の確認		施工前・施工中	全数			◎				
		(2) 下請負人届、下請負人一覧表の確認(建設業許可年月日の有効期限等確認)			全数			◎				
	※ 施工体制	(1) 施工体制台帳の把握 ※1.5(1)と同じ		工事施工中 当初及び変更時	全数							
		(2) 施工体系図の把握 ※1.5(1)と同じ			全数							
		(3) 施工体制の把握		工事施工中	全数							
	※ 一括下請	(1) 施工体制台帳及び下請契約書 ※1.5(1)(2)と同じ		工事施工中	全数							
	※ 標識等	(1) 工事カルテ登録の把握		工事着手前 変更時及び完了時	全数							
		(2) 建設業許可を示す標識の把握		工事着手前	全数							
		(3) 建退共制度に関する掲示の把握		工事着手前	全数							
		(4) 労災保険に関する掲示の把握		工事着手前	全数							
	<b>1.6 材料の規格(認定を受けた材料を含む)</b>	(1) 使用材料報告書の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎				
	<b>1.7 材料の品質、性能</b>	(1) 試験成績書、規格証明書、機材の品質・性能基準、機材の判定基準等の確認		施工前	全数			◎				
<b>1.8 ホルムアルデヒド等の発散</b>	(1) 室内環境測定計画書の確認		試験前	全数			◎					
	(2) 室内環境測定報告書の確認		引渡し前	全数					◎	◎		
<b>1.9 認定を受けた工法</b>	(1) 自主検査記録、試験成績書、規格証明書等に係る書類確認		施工前	全数				◎	◎	◎		



# 工事監理標準（電気編）

## 平成27年版

工事監理標準とは、設計図書、国土交通省告示15号、工事監理ガイドライン及び関係法令等に基づき実施される工事監理について、独立行政法人都市再生機構が「特に報告を求める事項」、「複数監督員が行う事項」、その他の工事監理行為について、その標準案を示すものである。

工事監理者はこの工事監理標準を参考に、自らの責任において工事監理基準を定め、業務実施計画書とともに担当職員に提出し、確認を受けるものとする。

### ○工事監理標準の構成について

1. 確認方法は、「立会確認」及び「書類確認」のいずれか又はそれぞれを併用して設計図書と照合する。

(1) 立会確認

- 1) 目視 おもに工事目的物の施工状況、出来形及び出来栄を確認することを目的とし、計測を伴わない確認方法とする。
- 2) 計測 計測器（スケール等）を用いた確認方法とする。

(2) 書類確認

- 1) 施工計画書 施工計画書、品質計画書、製作要領書、施工図、原寸図、製作図及び工作図等による確認方法とする。
- 2) 規格証明書 設計図書に定められた規格・基準等に適合していることを証明する資料（品質証明書、検査証明書、技量適格性証明書、合格証、認定証、経歴書等）による確認方法とする。
- 3) 試験成績書 機材（工事目的物に使用する材料、部品及び機器）の品質等を確認するために実施する試験及び検査の結果報告書による確認方法とする。
- 4) 施工記録書 受注者から提出される自主検査記録（施工（軸組・仕上）検討チェックシートを含む。）及び機材搬入報告書による確認方法とする。
- 5) 工事写真 受注者から提出される工事写真による確認方法とする。

2. 監理項目ごとの確認数量については、次のとおりとする。

◎：全数

○：2割程度（標準）

△：規格毎に2割程度（標準）

確認内容	特に報告を求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
				立会確認		書類確認						
				目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真		
内容①	●	施工前	全数	◎								
内容②		施工中 施工後	2割程度	○	○				○	○		
内容③		施工後	2割程度	△	△				△	△		

← 対象となる内容①を「目視」（◎）による立会確認により全数について行う。

← 対象となる内容②を、「目視」（○）又は「計測」（○）による立会確認及び「施工記録書」（○）又は「工事写真」（○）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

← 対象となる内容③を、機材等の規格毎に「目視」（△）又は「計測」（△）による立会確認及び「施工記録書」（△）又は「工事写真」（△）による書類確認によって2割程度について確認を行う。

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法								
						立会確認		書類確認						
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真		
1 ・ 一 般 共 通 事 項	1.1 機材	(1) 規格、仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示、ホルムアルデヒド等の発散、防火区画貫通部に用いる材料の確認(認定を受けた材料含む)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
	1.2 施工	(1) 認定を受けた工法、隠ぺい部、埋設部(位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		(2) 資格(電気保安技術者)の確認		施工前・施工中	全数			◎						
		(3) 完成状態(据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理)、機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整(遠方発停・インターロック・故障表示を含む)の確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		(4) 関連工事の確認(土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨(鋼材)工事は建築工事に準ずる)		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎						
		(5) 【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.5】「施工の確認及び報告」の2に示す事項の施工が設計図書に適合することの確認		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	1.3 材料及び施工品質	(1) 製作図の確認(露出部、見えがかり部の塗装色、ハンドホールの性能規格、ポール灯の強度計算含む)		製作前	全数			◎	◎	◎				
		(2) 取扱い説明書の確認(納入の方法含む)		製作前	全数			◎						
	1.4 試験	(1) 性能試験に係る確認(絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗など【公共住宅建設工事共通仕様書電気編1.1.8】「工事の試験」に示す事項の試験)		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎		
		(2) 総合性能機能試験に係る確認(停複電総合、防災総合、自動制御設備総合、中央監視盤設備総合、セキュリティ設備、水槽関連設備総合(関連工事間の運動制御)、計量課金)		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
2 ・ 電 力 設 備 工 事	2.1 機材	(1) <b>電線類の確認</b> ・電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト及び附属品(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		
		(2) <b>電線保護物類の確認</b> ・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス、金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・エキスパンションジョイント)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		
		(3) <b>配線器具(規格、種類、容量)の確認</b>		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		
		(4) <b>照明器具(規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色)の確認</b> ・質量の大きい機器及び取付け方法の特殊な機器の取付け(取付け詳細図の確認)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△		
		(5) <b>分電盤(規格、材質、寸法)の確認</b> ・OA盤の分電盤部(端子盤部)、実験盤、開閉器箱含む ・耐熱形分電盤の耐熱性能含む		施工前	全数			◎	◎	◎	◎		
			2割程度		△	△							
		(6) <b>制御盤(規格、材質、寸法、換気装置)</b> ・電気自動車用充電装置含む(器具類の試験を除く) ・消防防災用制御盤の耐熱性能含む		施工前	全数			◎	◎	◎	◎		
			2割程度		△	△							
		(7) <b>電熱装置(温度検出部、降雪検出部、水分検出部)の確認</b> ・発熱線等含む		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		
		(8) <b>雷保護設備の確認</b> ・突針支持管(規格・材質・形状・寸法) ※構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・引下げ導線(材質・種類・寸法)		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△		
(9) <b>接地の確認</b> ・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設標(材質・文字)		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△				
(10) <b>外線材料の確認</b> ・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・装柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重) ※耐荷重は各種類ごとの強度計算書(床板・側板・底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調合書の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△				
2.2 施工	(1) <b>共通事項の確認</b> (先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取合い ・高圧ケーブルの接続及び端末処理の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○		



区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
2 ・ 電 力 設 備 工 事	2.2 施工	電線類及び電線保護物類の確認 ・電線(種類・太さ) (2) 隔べい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	
		ケーブル配線の確認 ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) (3) 二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○				○	○
		架空配線の確認 ・建柱(位置・根入れ深さ・根かせ位置) (4) 架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○				○	○
		地中配線の確認 ・掘削、埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) (5) マンホール、ハンドホール(根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所での止水処理・防食処理・埋設 標識シート)		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎				◎	◎
		接地の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ)の確認 (6) 接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証) ・D種接地及びC種接地の表示の指示	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎
		電灯・コンセント設備の確認 ・照明器具(脱落防止措置) (7) コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状) ・屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎				◎	◎
		動力設備の確認 ・配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態) (8) 機器(操作・保守スペース・相回転)		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎				◎	◎
		電熱設備の確認 ・発熱線(温度上昇・止水処理) (9)		施工前・施工中 ・施工後	全数			◎				◎	◎
		雷保護設備の確認 ・接地極(接続・離隔・埋設深さ) (10) 受雷部(取付け・接続) ・引下げ導線、避雷導線(接続)		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎
		(11) 据付け(アンカーボルト、点検スペース、防振措置)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎				◎	◎

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真	
2 ・ 電力設備 工事	2.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	
		(2) ハンドホール内含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎	◎	◎	◎	◎	
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度		△	◎			◎	◎	
	2.4 試験	(1) <b>各種試験に係る確認</b> ・照明器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照明制御装置の総合動作試験) ・コンセント(極性・回路) ・分電盤、制御盤、OA分電盤、開閉器箱(動作特性・シーケンス・外観・構造) ・動力設備(相回転・発停・連動・インターロック・警報回路の動作・限時継電器及び保護継電器の制定・電流計赤指針の設定)			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(2) 電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験による確認 ・抵抗値の計測確認及び作動状況の確認 ・絶縁耐力試験 ・発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験	●	施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
	3 ・ 受変電設備 工事	3.1 機材	(1) <b>規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認</b> 保護継電器の整定等 ・保護継電器(地絡、過電流)の保護協調曲線の確認			施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) ダクト、ラックその他の工作物の塗装色の協議					施工前	2割程度	△		△				
3.2 施工		(1) <b>据付けの確認</b> ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置			施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎
		(2) <b>配線の確認</b> ・機器への接続			施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度			◎			◎	◎
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所の指示) ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○				○	○
3.3 材料及び施工品質		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数 2割程度		△						

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
						立会確認		書類確認				
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真
3 ・ 受 変 電 設 備 工 事	3.3 材料及び施工品質	(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・ 施工後	全数			◎			◎	◎
					2割程度	△	△					
	3.4 試験	(1) 各種試験計測の確認 ・ <b>配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器(動作・温度)</b>	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(2) 受変電設備の機材単体の試験 ・ <b>構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、接地抵抗)</b>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		(3) キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ等の試験		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	(4) 工事の試験に係る確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	3.5 受変電設備用付属品	(1) 自家用電気室用付属品の確認 ・ <b>掲示板の記載内容の指示</b>		引渡し前	全数	◎		◎				
4 ( 電 力 貯 蔵 設 備 工 事 ) ・ 静 止 型 電 源 設 備 工 事	4.1 機材	(1) <b>規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置の確認確認</b>		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	4.2 施工	(1) <b>据付けの確認</b> ・ <b>アンカーボルト、点検スペース、防振措置</b>		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎
		(2) <b>配線の確認</b> ・ <b>機器への接続</b>		施工前・施工中 ・ 施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所)の指示 ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・ 施工後	2割程度	○	○	○				○
	4.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・ 施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎
					2割程度	△						
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・ 施工後	全数			◎			◎	◎
					2割程度	△	△					
	4.4 試験	(1) <b>直流電源装置(動作)の試験に係る確認</b>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
(2) <b>交流無停電電源装置(並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)の確認</b>			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
(3) 直流電源装置(動作)、UPSの試験に係る確認 ・ <b>構造試験、性能試験(電圧電流特性、効率、耐電圧、動作、UPS容量)</b>			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.1 機材	<b>発電装置の確認</b> ①共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離、配管材料(規格・材質・太さ) ②発電機 ・規格、形式 ③原動機 ・規格、形式、構造 ④配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
		(2) 補機附属装置(規格、材質、寸法)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	5.2 施工	<b>据付けの確認</b> ・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続 (1) ディーゼル発電装置等の施工(基礎の強度)の確認 ・基礎コンクリート打設前に基礎図の協議		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	
		<b>配管・配線の確認</b> ・配管(接続・支持・防振継手) ・電線類(規格・種類・太さ) ・機器への接続 (2)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	
		(3) 共用部分の配管・配線施工及び関連工事との取合い(立会い箇所)の指示 ・埋込み配管、隠蔽配管、電線・ケーブル接続の確認及び関連工事との取合い確認	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	
	5.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	
					2割程度	△							
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	
					2割程度	△							
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎	
				2割程度	△	△							
5.4 試験	(1) 始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定に係る確認			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
						立会確認		書類確認				
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.4 試験	<p>現地総合試験・機器単体試験及び騒音測定に係る確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各種機器の動作状況・試験結果記録の確認及び騒音測定の確認</li> <li>原動機と発電機を組合せた状態の性能試験(過回転耐力試験、調速機試験、保安装置試験、始動停止試験、速度特性試験、負荷試験、燃料消費率試験)</li> </ul> <p>(2) 原動機、配電盤、補機付属装置、防災電源、系統連系、燃料電池発電装置、熱併給発電装置(コージェネレーション装置)の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>小出力発電装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、継電器特性、総合動作、起動・停止、効率・損失、出力力率(連系運転時)、交流出力電流・電圧ひずみ率(連系・自立運転時)、保護装置特性、単独運転検出機能)</li> </ul>	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<p>①太陽光発電装置の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最大出力50kW以上の設備及び自家用電気工作物との連系をする場合の工事の試験</li> </ul> <p>②太陽光発電装置の機器単体試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に規定されている強度(構造耐力上安全である旨の計算書等)の確認</li> </ul> <p>(3) 太陽光発電装置の試験</p> <p>③太陽光発電装置の施工の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造試験、性能試験(電気出力特性、絶縁抵抗、継電器特性)、機能試験(総合動作)</li> </ul> <p>④太陽光発電装置の支持構造物の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造耐力上安全である旨の計算書等の確認</li> <li>構造試験(外観、外形寸法、構造)</li> </ul>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<p>①ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の機器単体試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることの確認</li> <li>JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」による性能試験</li> </ul> <p>(4) 原動機、配電盤及び補機付属装置等の試験</p> <p>②ディーゼル発電装置等の現地総合試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディーゼル発電装置等工事の現地総合試験に係る確認</li> </ul> <p>③ディーゼル発電装置等の騒音測定の確認(測定箇所の指示)</p>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<p>(5) ①風力発電装置の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造試験、性能試験(絶縁抵抗、絶縁耐力、運転試験、保護装置試験、動作試験、騒音)、機能試験(総合動作)</li> </ul> <p>②風力発電装置の支持構造物の試験</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>構造耐力上安全である旨の計算書等の確認</li> </ul>		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
6 (情 報 通 信 設 備 工 事 ・ 設 防 備 災 工 事)	6.1 機材	(1) <b>電線類(規格・種類・太さ)の確認</b>		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	
		<p><b>電線保護物類の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ)</li> <li>プルボックス(材質・形式・構造・寸法)</li> <li>ケーブルラック(規格・材質・寸法)</li> </ul>		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
						立会確認		書類確認				
						目視	計測	施工計画書	規格証明書	試験成績書	施工記録書	工事写真
(情報6 設・通 工事・ 情報 災設備 工工事)	6.1 機材	(3) <b>配線器具の確認</b> ・通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	
		(4) <b>端子盤・機器収納ラックの確認</b> ・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類(規格・種類)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	
		(5) <b>自動火災報知装置の確認</b> ・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎	
		(6) <b>ガス漏れ火災警報装置の確認</b> ・受信機、検知器(構成)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎	
		(7) <b>その他の装置(構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置(構成))の確認</b> ・インターホンオートアロック装置(動作フローチャート及びインターホン配線図の確認) ・テレビ・FM共同受信設備(アンテナ位置並びに特殊アンテナの必要性若しくは受信良否、衛星放送電波到来方向の仰角及び方位角付近の障害物の確認) ・防犯カメラ設備(荷重の大きい防犯カメラ及び取付方法が特殊な防犯カメラの取付詳細図の確認) ・構内交換設備(電話機取付位置の協議) ・情報表示設備(荷重の大きい情報表示設備及び取付方法が特殊な情報表示設備の取付詳細図の確認) ・映像・音響設備(荷重の大きい映像・音響設備及び取付方法が特殊な映像・音響設備の取付詳細図の確認) ・誘導支援設備(検出部の取付詳細図の確認)		施工前	2割程度	△	△	△	△		△	
	(8) テレビ電波障害防除設備の確認(事前調査の地点の協議)		施工前	全数	◎	◎	◎	◎		◎		
	6.2 施工	(1) <b>共通事項の確認(先行住宅、共用部分)</b> ・電線・ケーブルの接続(端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取り合い(立会い箇所の指示)	●	施工後	2割程度	○	○	○			○	○
		(2) <b>電線類及び電線保護物類の確認</b> ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・管の接続(管相互・異種管) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)	●	施工前・施工後	2割程度	○	○	○			○	○
		(3) <b>ケーブル配線(光ファイバークーブルを除く)の確認</b> ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○
		(4) <b>光ファイバークーブル配線(屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理)の確認</b>		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○
(5) <b>床上配線(ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護)の確認</b>			施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
(情報6 設・通 信事・情 報災 設備 工事)	6.2 施工	(6) <b>架空配線の確認</b> ・建柱(位置・根入れ深さ・根かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)		施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○	
		(7) <b>地中配線</b> ・掘削、埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール、ハンドホール(根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設標識シート)		施工前・施工中 ・施工後	全数				◎			◎	◎
				施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○						
		(8) <b>接地極(接続・離隔・埋設)の確認</b>		施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	
		(9) <b>据付け(アンカーボルト、点検スペース、防震措置)の確認</b>		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎	
	(10) <b>テレビアンテナの位置確認(テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証)</b>	●	施工前・施工中 ・施工後	全数	◎	◎	◎	◎		◎	◎		
	6.3 材料及び施工品質	(1) <b>防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認</b>	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎	
		(2) <b>外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認</b>	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	
				施工前・施工中 ・施工後	2割程度	△							
	6.4 試験	(1) <b>槽内情報通信網(送受信機能・通信機能)の各種試験に係る確認</b> ・情報設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験の計測確認及び一括事業者の試験報告書の確認) ・構内情報通信網装置の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・UTPケーブル伝送品質の測定 ・パケット送受信機能(試験箇所の指示)	●	施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	
			施工後	2割程度	○	○							
(2) <b>槽内交換(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認</b> ・電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・槽内交換装置の試験			施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法							
						立会確認		書類確認					
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真	
(情報設備工事・情報設備工事)	6.4 試験	<b>拡声、情報表示、誘導支援(動作)の各種試験に係る確認</b> ・インターホンオートブロック設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・マルチサイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合試験) ・出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能試験(総合試験) ・時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調針、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、子時計の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機能試験(総合試験) ・映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐電圧、動作、インピーダンス、残響時間、伝送周波数特性) ・誘導支援装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(総合試験)) ・情報表示(時刻表示)設備の試験	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
		<b>テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認</b> ・テレビ・FM共同受信設備のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・テレビ電波障害防除設備の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性))	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<b>監視カメラ(視界・画質・操作・映像切替)の各種試験に係る確認</b> ・防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度の確認) ・監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験))	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<b>駐車場管制、防犯、拡声(動作)の各種試験に係る確認</b> ・駐車場管制装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、動作、防水)、機能試験(総合試験) ・防犯・入室管理装置の構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、検出動作)、機能試験(総合動作試験)		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<b>自動火災報知、ガス漏れ火災報知(動作)の各種試験に係る確認</b> ・防災設備の総合動作 ・自動火災報知装置、自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置(非常ベル、自動式サイレン)及びガス漏れ火災警報装置(関係法令に適合する旨を証明する資料の確認) ・煙感知器動作、自動閉鎖装置動作、連動制御器動作	●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
		<b>光ファイバケーブル配線(接続損失)の試験に係る確認</b> ・光ファイバケーブル伝送損失の測定		施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎	◎
		端子盤・機器収容ラック等の試験に係る確認 ・通信用SPDの試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗) ・接地抵抗の測定		施工後	全数	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
				施工後	2割程度	◎	◎						



区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	確認時期	確認数量	確認方法						
						立会確認		書類確認				
						目 視	計 測	施 工 計 画 書	規 格 証 明 書	試 験 成 績 書	施 工 記 録 書	工 事 写 真
7 ・ 中 央 監 視 制 御 設 備 工 事	7.1 機材	(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認		施工前	2割程度	△	△	△	△	△	△	
		(2) 警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置(構成)の確認		施工前	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
	7.2 施工	(1) 据付けの確認 ・アンカーボルト、点検スペース、防振措置		施工後	全数	◎	◎	◎			◎	◎
		配線の確認 機器への接続 (2) 配線の確認 ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い箇所)の指示	●	施工前・施工中 ・施工後	2割程度	○	○	○			○	○
	7.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●	施工後	全数	◎		◎	◎	◎	◎	◎
		(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎	◎	◎	◎	◎
					2割程度	△						
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●	施工前・施工中 ・施工後	全数			◎			◎	◎
	2割程度				△	△						
	7.4 試験	(1) 監視制御装置(動作)の確認		施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
構造試験及び性能試験(各種試験の計測)に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器単体の試験) ・警報盤の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) ・監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) ・光ファイバケーブル伝送損失の測定		●	施工後	全数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

## 工事監理基準（総則編）に基づく確認報告

（参考例）

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書（日報）等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合がありますので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : ○○○○建設その他工事

対象工事件名 : ○○○○建設その他工事

受託者 : ○○○○建築設計事務所





## 工事監理基準（電気編）に基づく確認報告

（参考例）

- ・ 工事監理者が定めた「工事監理基準」に基づき実施した「工事と設計図書との照合及び確認」の結果について報告を行う
- ・ 工事監理基準に基づき実施した具体の頻度等については業務処理結果報告書（日報）等との整合を確認する
- ・ 担当職員への本報告については確認を行った部位に係る工事写真、図面等を添付するほか、内容について補足が必要な場合は資料を適宜添付すること
- ・ 確認結果のうち階数、部位別等に実施した詳細の内容については担当職員が確認する場合がありますので、別途記録、保管し担当職員の求めに応じて提出する
- ・ 工事監理基準について独自の様式等を用いた場合は、当該基準に整合した結果報告様式を独自に定め、担当職員に報告を行うこと

業務件名 : ○○○○建設その他工事

対象工事件名 : ○○○○建設その他工事

受託者 : ○○○○建築設計事務所



区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
2 ・ 電力 設備 工事	2.1 機材	<b>電線類の確認</b> (1) ・電線類(規格・種類・太さ) ・バスダクト及び付属品(規格・種類・容量・プラグイン) ・ライティングダクト(規格・種類・容量)								
	<b>電線保護物類の確認</b> (2) ・金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス、金属ダクト、トラフ(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・エキスパンションジョイント)									
	(3) <b>配線器具(規格、種類、容量)の確認</b>									
	(4) <b>照明器具(規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色)の確認</b> ・質量の大きい機器及び取付け方法の特殊な機器の取付け(取付け詳細図の確認)									
	(5) <b>分電盤(規格、材質、寸法)の確認</b> ・OA盤の分電盤部(端子盤部、実験盤、開閉器箱含む) ・耐熱形分電盤の耐熱性能含む									
	(6) <b>制御盤(規格、材質、寸法、換気装置)</b> ・電気自動車用充電装置含む(器具類の試験を除く) ・消防防災用制御盤の耐熱性能含む									
	(7) <b>電熱装置(温度検出部、降雪検出部、水分検出部)の確認</b> ・発熱線等含む									
	(8) <b>電保護設備の確認</b> ・架針支持管(規格・材質・形状・寸法) ※構造耐力上安全である旨の計算書等の確認 ・引下げ導線(材質・種類・寸法)									
	(9) <b>接地の確認</b> ・接地端子箱(材質・種類・形状・寸法) ・埋設標(材質・文字)									
	(10) <b>外線材料の確認</b> ・電柱(規格・種類・寸法・積載荷重) ・装柱材料(規格・材質・種類・寸法) ・がいし(規格・種類・寸法) ・地中ケーブル(種類・太さ) ・マンホール、ハンドホール(形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重) ※耐荷重は各種類ごとの強度計算書(床板・側板・底板)、配筋図及び鉄筋の規格証明書、コンクリートの計画調合書の確認									
2.2 施工	(1) <b>共通事項の確認(先行住宅、共用部分)</b> ・電線・ケーブルの接続(端処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続) ・電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取合い ・高圧ケーブルの接続及び端処理の確認	●								
(2) <b>電線類及び電線保護物類の確認</b> ・電線(種類・太さ) ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)	●									
(3) <b>ケーブル配線の確認</b> ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)										

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
2 ・ 電力設備 工事	2.2 施工	(4) <b>架空配線の確認</b> ・ <u>建柱(位置・根入れ深さ・根かせ位置)</u> ・ <u>架線(太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理)</u> ・ <u>支線(許容引張力・支線ガード)</u>								
	(5) <b>地中配線の確認</b> ・ <u>掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類)</u> ・ <u>マンホール・ハンドホール(根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示)</u> ・ <u>管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所止水処理・防食処理・埋設標識シート)</u>									
	(6) <b>接地の確認</b> ・ <u>接地極(接続・離隔・埋設深さ)の確認</u> ・ <u>接地極の埋設方法の確認(接地極を省略する場合、大地抵抗率の測定検証)</u> ・ <u>D種接地及びC種接地の表示の指示</u>	●								
	(7) <b>電灯・コンセント設備の確認</b> ・ <u>照明器具(脱着防止措置)</u> ・ <u>コンセント(接地極の位置・防水形コンセントの形状)</u> ・ <u>屋外灯・埋設物等位置や施工の確認及び関連工事との取合い確認</u>	●								
	(8) <b>動力設備の確認</b> ・ <u>配線(電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態)</u> ・ <u>機器(操作・保守スペース・相回転)</u>									
	(9) <b>電熱設備の確認</b> ・ <u>発熱線(温度上昇・止水処理)</u>									
	(10) <b>電保護設備の確認</b> ・ <u>接地極(接続・離隔・埋設深さ)</u> ・ <u>受電部(取付け・接続)</u> ・ <u>引下げ導線、避雷導線(接続)</u>									
	(11) <b>据付け(アンカーボルト、点検スペース、防振措置)の確認</b>									
	2.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●							
	(2) ハンドホール内含む外壁貫通部の防水処理方法及びケーブル敷設状況(材料及び施工方法)の確認	●								
	(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●								
	2.4 試験	(1) <b>各種試験に係る確認</b> ・ <u>照明器具(点灯・照度測定(測定箇所の指示)・照明制御装置の総合動作試験)</u> ・ <u>コンセント(極性・回路)</u> ・ <u>分電盤、制御盤、OA分電盤、開閉器箱(動作特性・シーケンス・外観・構造)</u> ・ <u>動力設備(相回転・発停・連動・インターロック・警報回路の動作・限時継電器及び保護継電器の制定・電流計赤指針の設定)</u>								
	(2) 電力設備の絶縁抵抗値、接地抵抗値の確認及び動作試験による確認 ・ <u>抵抗値の計測確認及び作動状況の確認</u> ・ <u>絶縁耐力試験</u> ・ <u>発熱線等の導通試験及び絶縁抵抗試験</u>	●								









区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
5 ・ 発 電 設 備 工 事	5.4 試験	<p>①ディーゼル発電装置、ガスエンジン発電設備、ガスタービン発電設備及びマイクロガスタービン発電設備の機器単体試験 ・製造者の社内規格による試験方法により、設計図書に示されている構造であることの確認 ・JEM1354「エンジン駆動陸用同期発電機」及びJEC2131「ガスタービン駆動同期発電機」による性能試験 ・原動機、配電盤及び補機附属装置等の試験</p> <p>②ディーゼル発電装置等の現地総合試験 ・ディーゼル発電装置等工事の現地総合試験に係る確認</p> <p>③ディーゼル発電装置等の騒音測定の確認(測定箇所の指示)</p>								
(情報6 設・ 備 通 信 工 事 ・ 情 報 災 害 設 備 工 事 )	6.1 機材	<p>(1) 電線類(規格・種類・太さ)の確認 <b>電線保護物類の確認</b> ・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び(規格・種類・太さ) ・プルボックス(材質・形式・構造・寸法) ・ケーブルラック(規格・材質・寸法)</p> <p>(2) 配線器具の確認 ・通信用プラグユニット、コネクタ(規格・形式)</p> <p>(3) 端子盤・機器収納ラックの確認 ・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類(規格・種類)</p> <p>(4) 自動火災報知装置の確認 ・受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置</p> <p>(5) ガス漏れ火災警報装置の確認 ・受信機、検知器(構成)</p> <p>(6) その他の装置(構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置(構成))の確認 ・インターホンオートドアロック装置(動作フローチャート及びインターホン配線図の確認) ・テレビ・FM共同受信設備(アンテナ位置並びに特殊アンテナの必要性若しくは受信良否、衛星放送電波到来方向の仰角及び方位角付近の障害物の確認) ・防犯カメラ設備(荷重の大きい防犯カメラ及び取付方法が特殊な防犯カメラの取付詳細図の確認) ・構内交換設備(電話機取付位置の協議) ・情報表示設備(荷重の大きい情報表示設備及び取付方法が特殊な情報表示設備の取付詳細図の確認) ・映像・音響設備(荷重の大きい映像・音響設備及び取付方法が特殊な映像・音響設備の取付詳細図の確認) ・誘導支援設備(検出部の取付詳細図の確認)</p> <p>(7) テレビ電波障害防除設備の確認(事前調査の地点の協議)</p>								
	6.2 施工	<p>共通事項の確認(先行住宅、共用部分) ・電線・ケーブルの接続(端処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続) (1) 電線と機器の接続(張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態) ・電線の色別(電気方式・接地線) ・関連工事との取り合い(立会い・箇所の指示)</p> <p>(2) 電線類及び電線保護物類の確認 ・隠ぺい配管、露出配管、埋込み配管(屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔) ・管の接続(管相互・異種管) ・位置ボックス、プルボックス(用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)</p>	●	●						

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
(情報6 設・通 工事・情 防炎設 備工 工事)	6.2 施工	<b>ケーブル配線(光ファイバーケーブルを除く)の確認</b> ・ケーブルラック配線(荷重・離隔・耐震支持) (3) ・二重天井内配線(ケーブル集合時の許容電流・水配管及びびダクトとの接触防止・支持間隔) ・二重床内配線(損傷防止・マーキング・検電流配線との接触防止) (4) 光ファイバーケーブル配線(屈曲半径・支持・固定・防護処置・張力・止水処理)の確認 (5) 床上配線(ワイヤプロテクタの大きさ・固定・引き出し箇所)の確認 (6) 架空配線の確認 ・懸柱(位置・掘入れ深さ・掘かせ位置) ・架線(太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理) ・支線(許容引張力・支線ガード)								
	6.2 施工	(7) <b>地中配線</b> ・掘削・埋戻し(深さ・幅・埋戻し土の種類) ・マンホール、ハンドホール(根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示) ・管路(埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所)の止水処理・防食処理・埋設保護シート (8) <b>接地極(接続・離隔・埋設)の確認</b> (9) <b>据付け(アンカーボルト、点検スペース、防震措置)の確認</b> (10) テレビアンテナの位置確認(テレビアンテナの位置・機種及び良否の検証)								
	6.3 材料及び施工品質	(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認 (2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認 (3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●							
	6.4 試験	(1) <del>電気設備の試験(電気設備の試験能力の検証に係る確認)</del> ・情報設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・LAN設備の試験調整及び外部接続(各種試験の計測確認及び統括事業者の試験報告書の確認) ・構内情報通信網装置の形式試験(構造、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(動作)) ・UTPケーブル伝送品質の測定 ・パケット送受信機能(試験箇所の指示) (2) <b>構内交換(基本機能・サービス機能・付加サービス機能)の各種試験に係る確認</b> ・電気通信回線に接続する端末機器(電気通信事業法に適合する旨を証明する資料の確認) ・構内交換装置の試験	●							

区分	監視項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
(情報設備 通信工事・ 防災設備 工事)	6.4 試験	<b>拡声、情報表示、誘導支援(動作)の各種試験に係る確認</b> ・インターホンオートドアロック設備の総合動作(全設備の作動状況の確認) ・マルチサイン装置の構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧、防水)、機能試験(総合試験) ・出退表示装置の構造試験、性能試験(電圧変動、温度上昇、絶縁抵抗、耐電圧、動作)、機能試験(総合試験) (3) ・時刻表示装置の構造試験、性能試験(出力信号、調針、絶縁抵抗、耐電圧、消費電流、精度、コイルの直流抵抗、電圧変動、防水、予時計の極性・動作、時刻補正機構、警報機構)、機能試験(総合試験) ・映像・音響装置及び拡声装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、出力、絶縁抵抗、耐電圧、動作、インピーダンス、残響時間、伝送周波数特性)) ・誘導支援装置の形式試験(構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、動作)、機能試験(総合試験)) ・情報表示(時刻表示)設備の試験	●							
		<b>テレビ(出力レベル・電界強度)の各種試験に係る確認</b> ・テレビ・FM共同受信設備のテレビ画像品位及び音質・出力レベル(ブースター系統最遠端子の端子電圧測定及び画像品位・音質の確認) ・テレビ電波障害防除設備の形式試験(電界強度、構造試験、性能試験(特性)) (4)	●							
		<b>監視カメラ(視界・画質・操作・映像切替)の各種試験に係る確認</b> ・防犯カメラ設備の画像(視界・画質・必要照度の確認) ・監視カメラ装置の形式試験(構造試験、性能試験(特性、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) (5)	●							
		<b>駐車場管制、防犯、拡声(動作)の各種試験に係る確認</b> ・駐車場管制装置の構造試験、性能試験(絶縁抵抗、耐電圧、動作、防水)、機能試験(総合試験) ・防犯・入退室管理装置の構造試験、性能試験(電圧変動、絶縁抵抗、検出動作)、機能試験(総合動作試験) (6)								
		<b>自動火災報知、ガス漏れ火災報知(動作)の各種試験に係る確認</b> ・防災設備の総合動作 (7) ・自動火災報知装置、自動閉鎖装置(自動閉鎖機構)、非常警報装置(非常ベル、自動式サイレン)及びガス漏れ火災警報装置(関係法令に適合する旨を証明する資料の確認) ・煙感知器動作、自動閉鎖装置動作、連動制御器動作	●							
		<b>光ファイバケーブル配線(接続損失)の試験に係る確認</b> ・光ファイバケーブル伝送損失の測定 (8)								
		端子盤・機器収容ラック等の試験に係る確認 (9) ・通信用SPDの試験 ・構造試験、性能試験(絶縁抵抗) ・接地抵抗の測定								
	7・中央監視制御設備工事	7.1 機材	(1) <b>電線類(規格・種類・太さ)の確認</b>							
7.2 施工		(1) <b>据付けの確認</b> <b>・アンカーボルト、点検スペース、防振措置</b>  <b>配線の確認</b> <b>機器への接続</b> (2) <b>配線の確認</b> ・共用部分の配管(埋込み配管、隠蔽配管)・配線施工(電線・ケーブル接続) ・関連工事との取合い(立会い箇所)の指示	●							
7.3 材料及び施工品質		(1) 防火区画貫通部の耐火処理方法(適合工法による施工)の確認	●							

区分	監理項目 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	確認内容 (太字:告示15号 工事監理ガイドラインの項目)	特に報告を 求める事項	上段:確認者 下段:確認日	確認内容等	上段:指摘者 下段:指摘日	指摘内容等	上段:是正日 下段:報告者	上段:確認者 下段:確認日	是正・確認内容等
7 ・ 中央 監視 制御 設備 工事	7.3 材料及び施工品質	(2) 外壁貫通部の防水処理方法(材料及び施工方法)の確認	●							
		(3) 機器の据付基礎の位置、ボルトの取付け(機器の据付位置、施工方法)の確認	●							
	<b>7.4 試験</b>	(1) <b>監視制御装置(動作)の確認</b>								
		構造試験及び性能試験(各種試験の計測)に係る確認 ・中央監視制御装置の試験(機器単体の試験) ・警報盤の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)) (2) 監視制御装置の試験(構造試験、性能試験(動作、絶縁抵抗、耐電圧)、機能試験(総合試験)) ・光ファイバケーブル伝送損失の測定	●							

参考) 工事監理基準に基づく確認報告 (補助様式)

工事名称: ○○○○建設その他工事 (業務名称: ○○○○建設その他工事監督業務)

監理項目 (特に報告を求める事項)		立会い確認の箇所及び指摘箇所						
		<p>○棟</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: 80%;"> <p>平面図等の設計図、工事写真、品質管理記録等「設計図書と工事の照合及び確認」に用いる資料等を掲載する</p> </div>						
No.	確認日/ 確認者	確認内容	指摘日/ 指摘者	指摘内容	是正日/ 報告者	是正内容	確認日/ 確認者	確認内容

※1 工事監理基準に基づく確認結果について階、部位ごとの確認結果を記録する。

※2 本様式は参考様式である。確認結果の記録方法については工事監理者が自らの責任において決定すること



# 工事監督業務「書式集」

令和4年4月版

独立行政法人都市再生機構

中部支社 住宅経営部 工務・検査課

---

## 目次

○ 監督業務実施計画書編	・・・	2
○ 業務処理結果報告書編	・・・	7
○ その他編	・・・	13
・ 社会保険等未加入関係書式		
・ 社会保険等未加入建設業者報告書		

## 監督業務実施計画書編

・ 表紙 ~ 5 技術者一覧	・・・	3 ページ
・ 6 対象工事	・・・	4 ページ
・ 7 日程表	・・・	5 ページ
・ 8 工事監督方針	・・・	6 ページ

令和〇年〇月〇日 ①

独立行政法人都市再生機構  
中部支社 支社長 ○○ ○○

工務検査課		工事事務所	
課長	課員	総括監督員	副総括監督員

監督業務実施計画書  
(第2回変更) ②

受託者 住所 ○○県○○市○○町○-○-○  
氏名 株式会社○○設計事務所  
代表取締役 ○○ ○○ 印

1 業務名 ○○建築工事監督業務

契約書と記載内容をあ  
わせること。

2 履行場所 ○○県○○市○○町○-○-○

同じ回数となる

3 契約金額、履行期間等

日付 ①	契約	実施 計画書	契約金額(税込) (変更は増減)	履行期間 (始~終)	変更概要
RO.〇.〇	当初	当初	10,800,000	RO.〇.〇 ~ RO.〇.〇	
RO.〇.〇	1変	1変	0	RO.〇.〇 ~ RO.〇.〇	工期延長に伴う配員変更
RO.〇.〇		2変 ③		~	※今回変更
計			10,800,000		

※今回変更(当初の場合は記載不要)

- ・○○○○に伴う配員変更
- ・5) No2の監督員を○○から○○に変更

4 監督体制(連絡体制)

○○工事事務所 (03-0000-0000)		株式会社○○設計事務所 (03-0000-0000)	
総括監督員	機構 一郎	管理技術者(管)	受託 一郎
副総括監督員	機構 二郎	主任監理員(主)	受託 一郎
主任監督員	機構 三郎	監理員(監)	受託 二郎、受託 三郎
監督係員	機構 四郎		
○○担当	機構 五郎		
委託総主任	総主任 太郎		

新築-建築の場合、  
建(意)・建(構)を明記。

5 技術者一覧(監理技術者等届及び経歴書)

No	氏名	年齢	職種	職階	建設業に 係る 経歴年数	⑤ 仕様書に基づく資格基準	
						⑥ 資格登録等	その他
1	受託 一郎	52	建(意)	管・主	30年	一級建築士(取得後20年)	統括管理経験10年
2	受託 二郎	41	建(構)	監	19年	一級建築士(取得後10年)	-
3	受託 三郎	33	機	監	10年	一級建築士(取得後5年)	-

① 日付

- ・契約に伴う実施計画書(当初、変更とも)  
→契約日(契約書と実施計画書の日付は同一)
- ・契約変更に伴わない実施計画書(配員の変更等)  
→工事事務所への提出日(工事事務所との協議終了日)

② 変更回数

- ・実施計画書の変更回数を記入(契約の変更回数ではない。なお、当初は空欄)  
(契約の変更回数と実施計画書の変更回数は必ずしも連動しない。)

③ 契約変更と実施計画書変更

- ・契約の欄は契約の変更回数、実施計画書の欄は実施計画書の変更回数を記載。  
(契約変更に伴わない実施計画書の変更の場合、契約の欄は空欄となる。)

④ 監督体制

- ・工事事務所と調整し記入。(担当の総主任も記載。)

⑤ 仕様書に基づく資格基準

- ・仕様書にて求められている要件が満足するよう、工夫して記載すること。  
(「仕様書に基づく資格基準」の欄は、加工して構わない。)

⑥ 資格登録等

- ・資格を証明する資料のコピーを添付する。

● 添付書類について

- ・仕様書に資格登録の要件が付けられている場合は、コピー等を添付する。
- ・その他実務経験等における履歴書等の添付は不要とする。  
(求めに応じて提示すること。)

・実施計画書の変更においては、当初添付した書類の再添付は不要。

● 契約と実施計画書の関係について、

- ・契約行為が発生すれば必ず実施計画書は発生するが、配員の変更など、実施計画書のみが発生する場合もある。

★ 間違えやすいポイント

- ・「資格登録」を使用する場合、当初の実施計画書に資格者証の写しを添付する。
- ・変更の場合の添付書類は、変更に係る部分のみで良い。  
(再度の資格者証等は不要)

## 6 対象工事

	件名	①	②		③	
		請負金額(税込) 上段:当初 下段:変更後	工期 上段:当初 下段:変更		低入札 ・ 総合評価	
1	〇〇建築工事	105,000,000	RO.〇.〇	~	RO.〇.〇	対象外
		126,000,000	RO.〇.〇	~	RO.〇.〇	対象

## ① 請負金額

- ・上段は当初契約額、下段は実施計画書時点での契約額を記載。  
(変更がない場合、下段は空欄)

## ② 工期

- ・上段は当初契約工期、下段は実施計画書日付時点での工期を記載。  
(変更がない場合、下段は空欄)

## ③ 低入札・総合評価

- ・低入札調査対象工事・総合評価対象工事の別について「対象」・「対象外」のどちらかを必ず記載。(空欄としないこと。)

7 日程表

職種	職階	氏名	変更	計	令和〇年					令和〇年											
					8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
建築	主任監理員	〇〇 〇〇	既 変	70	3	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	1	
				85	3	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	4	2	
建築	監理員	〇〇 〇〇	既 変	31	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
				6	2	2	2														
建築	監理員	〇〇 〇〇	既 変	0																	
				66				5	6	6	6	5	5	5	5	5	5	5	4	4	
建築	監理員	〇〇 〇〇	既 変	176	4	8	8	8	8	13	14	14	14	14	14	14	14	11	11	7	
				183	4	8	8	8	8	13	14	14	14	14	14	14	14	14	11	11	
電気	主任監理員	〇〇 〇〇	既 変	13	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5	0.5		
				16	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1.5	1.5	1.5	1.5	0.5	0.5	
電気	監理員	〇〇 〇〇	既 変	39	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	1	1		
				47	1	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	2	1	1	
機械	主任監理員	〇〇 〇〇	既 変	13	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0.5	0.5			
				16	0.5	0.5	1	1	1	1	1	1	1	1	1.5	1.5	1.5	1.5	0.5	0.5	
機械	監理員	〇〇 〇〇	既 変	40	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1		
				48	1	1	4	4	4	3	3	3	4	4	4	4	4	3	1	1	
月計 (人)				既	382	12	18	23	23	23	28	29	29	29	29	29	29	22	19	11	
				変	467	12	18	26	29	30	33	34	33	35	35	36	36	32	22	20	
累計 (人)				既		12	30	53	76	99	127	156	185	214	243	272	301	330	352	371	382
				変		12	30	56	85	115	148	182	215	250	285	321	357	393	425	447	467
業務進捗率 (%) ④				既		3	7	13	19	25	33	40	48	56	63	71	78	86	92	97	100
				変		2	6	11	18	24	31	38	46	53	61	68	76	84	91	95	100

※各月は当月1日から月末までとする。

③

① 変更

・「既」の欄に、既契約の配員数を記入する。  
(例えば、今回が第2回変更の場合、  
当初契約+第1回変更の人員)

・「変」の欄に、変更による配員を含んだ合計を記載。  
(例えば、今回が第2回変更の場合、  
当初契約+第1回変更+第2回変更の人員)  
変更があった部分だけでなく、  
変更後の全体の配員を記載する。

② 配員

・配員数は既に終わった期間も略することなく業務開始当初  
から記載。

③ 対象期間

・「1日~月末」を記載する。

④ 業務進捗率

・小数点以下切り捨て (%)

## 8 工事監督方針

### 1) 基本方針

以下に基づき業務を実施する。

- (1) 工事監督業務は、建築士法上の工事監理者の立場で行い、関係法令、契約図書及び適用基準等に基づき、担当職員の指示に従い、監督業務を実施する。
- (2) 契約図書及び関係法令並びに適用基準に基づいて施工が実施されていることを確認し、対象工事の目的物を完成させる。
- (3) 施設の維持管理に資するよう完成図、工事関係書類が適切に作成されていることを確認する。
- (4) 監督業務実施計画書記載事項に変更の必要が生じた場合、又は内容に疑義が生じた場合については必要に応じて担当職員と協議し、承諾を受ける。
- (5)

### 2) 一般業務

#### (1) 工事監理に関する業務

- ① 「特に報告を求める事項」及び「確認対象工事に応じた合理的方法」による確認の方法・時期・頻度等について

・ ○○○○・・・

・ ○○○○・・・

- ② 設計図書の内容の把握等

・ ○○○○・・・

- ③ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告

・ ○○○○・・・

- ④ 工事と設計図書との照合及び確認について

・ ○○○○・・・

#### (2) その他の業務

- ① 工程表の検討及び報告について

・ ○○○○・・・

- ② 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告について

・ ○○○○・・・

- ③ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告

・ ○○○○・・・

- ④ 関係機関の検査の立会い等について

・ ○○○○・・・

### 3) 追加業務

- (1) 完成図の確認について

・ ○○○○・・・

- (2) 低入札調査対象工事について

・ ○○○○・・・

- (3) 現場立会い業務等について

・ ○○○○・・・

- (4) その他の業務について

・ ○○○○・・・

記載のポイント ※記載例は書き方のイメージだけ分かるよう簡略化している。

工種、着工会議及び近隣協議等での指示事項等を踏まえた、実態に即した計画とすること。

- (4) までは定型的な業務内容として例示。適宜修正及び(5)以降を追記すること。

- ① 各工程の工事監理方法等について留意点を記載すること。

(受託者が作成する工事監理基準において特筆すべき事項を文章化する。)

例) 隠蔽部分かつ施工後の是正ができない杭工事については、杭種毎の先打ち杭について、立会い確認を行う。

- ② 設計図書の内容を理解する上での留意点を記載すること。

例) 計画通知の申請図面について、発注図からの変更箇所を設計担当者、工事監理者、工事受注者で共有し、対象工事の詳細な設計内容を確認する。

- ③ 施工図等の検討及び報告を行う上で、特に留意すべき工程等について記載すること。

例) A工事とC工事の取り合い部分に注意して施工図を確認し、不明確な箇所があれば速やかに設計担当と協議の上、施工範囲を確定させる。

- ④ 工事と設計図書との照合及び確認を行う上での留意点を記載すること。

例) 目視で施工確認ができない杭工事に特に注意し、立会い確認をしない杭番号についても工事写真や施工結果報告書等によって適切な施工を行ったか照合する。

- ① 工程表の検討及び報告を行う上での留意点を記載すること。

例) 工程上重要な仮設計画について、工事受注者と早期に打合せを行い、現場の段取りを組ませた上で工程表を作成させる。

- ② 施工計画の検討及び報告を行う上での留意点を記載すること。

例) 工程の遅れが生じやすい地業工事について、作業手順を綿密に打ち合わせ、工程表に反映させる。

- ③ 工事と工事請負契約との照合、確認、報告を行う上での留意点を記載すること。

例) 施工体制台帳において社会保険未加入建設業者の有無を確認し、特に1次下請業者が未加入であった場合、直ちに担当職員に報告した上、保険加入等の指導を行う。

- ④ 関係機関の検査の立会い等を行う上での留意点を記載すること。

例) 主事検査における注意点、消防検査における注意点など

- 3) 追加業務がある場合、該当する業務内容について記載する。

- (1) 完成図を確認するに当たっての留意事項を記載すること。

例) 設計変更内容が適切に反映されているか、特に現場処理の内容について重点的に確認を行う。

- (2) 低入札調査対象工事であった場合、品質管理上注意すべき事項を記載する。

例) 品質の低下が特に懸念される○○工事について、複数監督員により確認を行う。

- (3) 現場立会い業務(点検確認等)について、留意点を記載すること。

例) 点検確認におけるお客様への対応方法の注意点など

- (4) その他の追加業務があれば留意点を適宜記載すること。

## 業務処理結果報告書編

- ・ 業務処理結果報告書（表紙） . . . 8 ページ
- ・ 出来高一覧表 . . . 9 ページ
- ・ 業務処理結果報告書（日毎） . . . 10 ページ
- ・ 業務処理結果報告書（補助用紙） . . . 11 ページ
- ・ 業務打合せ記録簿 . . . 12 ページ

所長

## 業務処理結果報告書 (第2回中間検査時) ①

業務名 ○○○○○○○○○工事監督業務

---

当初契約 令和○年○月○日 から  
令和○年○月○日 まで

変更契約 令和○年○月○日 から  
令和○年○月○日 まで

---

履行場所 ○○市○○町○-○-○

---

受託者 (株)○○設計事務所

監理員名

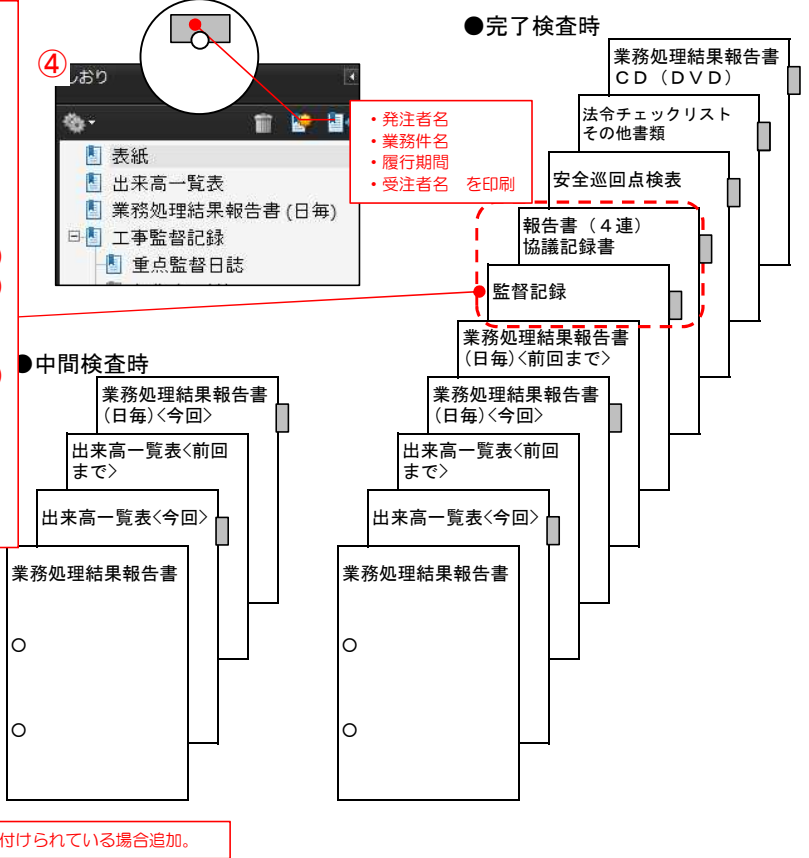
管理技術者		○○	○○
主任監理員	(建築)	○○	○○
	(建築)	○○	○○
	(電気)	○○	○○
監理員	(機械)	○○	○○
	(建築)	○○	○○
	(電気)	○○	○○
	(機械)	○○	○○

書類目次 ②

書類名称	中間検査時	完了検査時
工事監督業務出来高一覧表	○	○
業務処理結果報告書(日毎)	○	○
工事監督記録	-	○
記録様式名	新	改
工事監督基準に基づく確認報告	○	○
監督記録(重点監督項目)	-	○
報告書(4連)	○	○
協議記録書	○	○
安全巡回点検表	-	○
法令等に基づく届出等チェックリスト	-	○

- ③工事監督記録
- <建電機>
  - 新規工事
    - 工事監督基準に基づく確認報告
    - 4連/協議記録書
  - 改修(耐震・EV)工事
    - 工事監督基準に基づく確認報告(該当項目のみ)
    - 監督記録(重点監督項目)
    - 4連/協議記録書
  - 保全工事
    - 監督記録(重点監督項目)
    - 4連/協議記録書
  - <土造>
    - 施工体制把握表
    - 施工プロセスチェック
    - 4連/協議記録書

- ① 「第○回中間検査時」または「完了時」の別を記入。
- ② UR (検査担当) が既に保管している書類 (実施計画書、契約書 (仕様書含む)、指示書等) は、添付の必要なし。
- ③ 「監督記録」は監督特記仕様書で位置付けられている書類を添付 (中間検査時は不要)
  - 新規工事：工事監督基準に基づく確認報告、4連※、協議記録書※
  - 改修工事：工事監督基準に基づく確認報告 (該当する項目のみ)、監督記録 (重点監督項目用) ※、4連※、協議記録書※
  - 保全工事：監督記録 (重点監督項目用) ※、4連※、協議記録書※
 ※工事保存書類と重複するものはコピーで可 (オリジナルは工事保存書類へ)
- ④ 完了検査時には、業務処理結果報告書一式をPDF化し (解像度：400dpi程度 (モノクロで可))、CD (またはDVD) に記録し添付。
  - PDF上で項目毎に「しおり」を付けること。(下図参照)
  - CD表面 (ケースではない) に業務件名等を印刷すること。(下図参照)
  - CD等ははりフィル等に入れて、報告書に綴じ込むこと。
  - 押印したものをPDF化すること。(モノクロで可)



「法令チェックリスト」等、その他仕様書等で要件付けられている場合追加。



所長

--

①

出来高一覧表 (第2回中間検査時)

業務名

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事監督業務

管理者名	職階	第1回中間払		第2回中間払		第3回中間払		完了払	
		RO.O.O		RO.O.O					
		計画	実施	計画	実施	計画	実施	計画	実施
建築 〇〇〇〇	主任	2	2 1日→1 半日→2	4	5 1日→3 半日→4				
	監理員	4	4 1日→2 半日→4	9	9 1日→6 半日→6		1日→		1日→
建築 〇〇〇〇	監理員	15	16 1日→14 半日→4	15	15 1日→12 半日→6		1日→		1日→
電気 〇〇〇〇	主任	2	2 1日→1 半日→2	2	3 1日→2 半日→2				
	監理員	2	3 1日→2 半日→2	4	4 1日→2 半日→4		1日→		1日→
機械 〇〇〇〇	主任	2	3 1日→2 半日→2	2	3 1日→2 半日→2				
	監理員	2	3 1日→2 半日→2	4	4 1日→2 半日→4		1日→		1日→
計		29	33 1日→24 半日→18	40	43 1日→29 半日→28		1日→		1日→
累計		29	33 1日→24 半日→18	69	76 1日→53 半日→46		1日→		1日→

① 「第〇回中間検査時」または「完了時」の別を記入。

業務処理結果報告書（日毎）				管理技術者	主任監理員
業務名	〇〇工事監督業務		対象月 ①	印 ③ 印	
			令和〇年〇月		
受託者名	〇〇設計事務所	業務実施者	〇〇 〇〇 ④		
業務月日	業務内容		人工		
	午前	午後	小計(日)		
R2.3.1(日) ②					
R2.3.2(月)					
R2.3.3(火)	①対象月を記載する。 ②日付を入力（業務未実施の日は非表示でもよい） ③報告内容を確認した者が押印。 ④業務実施者（監督員）を記載。 ⑤当該日の人工小計を記載。 ⑥対象月の人工合計を記載。 この数字は、実施計画書の各監督員・各月の数字と突合するために使用します。				
R2.3.4(水)					
R2.3.7(土)					
R2.3.8(日)					
R2.3.9(月)					
R2.3.10(火)					
R2.3.11(水)					
R2.3.14(土)	<b>【記載例1】業務場所は現場以外での業務のみ記載</b>				
R2.3.15(日)	(〇〇工事事務所) 〇〇〇変更協議書の所長説明及び決裁受領。	外壁塗装色決め現地立会い、現場定例会議にて外壁補修方法協議、追加工事（〇〇工事）内容及び工程調整。	⑤	1.0	
R2.3.16(月)					
R2.3.17(火)					
R2.3.18(水)					
R2.3.19(木)					1.0
R2.3.22(日)					
R2.3.23(月)	※業務内容は何を行ったか、枠の限り具体的に記載すること。 ※業務未実施の日は空欄又は非表示とする。 ※文字は最小8pt。文字を大きくしたい場合、記載不要欄を非表示にした上、記載する欄を上下に広げるなど工夫すること。				
R2.3.24(火)					
R2.3.25(水)					
R2.3.28(土)					
R2.3.29(日)					
R2.3.30(月)					
R2.3.31(火)					⑥
				合計(月)	2.0

※ 重要な事項等については、補助用紙に記載

# 業務処理結果報告書（補助用紙）

業務名： ○○○○○○○○○工事監督業務

受託者名： (株)○○設計事務所

管理 技術者	印	主任 監理員	印	監理員	印
-----------	---	-----------	---	-----	---

業務内容

- ・ 業務処理上、特に記録することのみ作成する。

業務打合せ  
記録簿

所長	管理役	主幹

管理 技術者	主任 監理員	監理員

打合せ内容	協議 ・ 承諾 ・ 指示
業務名・受託社名	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事 ・ (株)〇〇設計事務所 監督業務
工事件名	
打合せ日時	令和〇年〇月〇日

項目	内容
(備考)	補助用紙とも 枚

No.

- ・ この書類は、管理技術者と担当職員との監督業務契約書上の協議・承諾・指示について、管理技術者が作成する。
- ・ 本様式によるほか、報告書（４連）等の様式によっても良い。

別添様式 1

特別事情申請書

令和〇年〇月〇日

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 〇〇 〇〇 殿

住 所

商 号

代表者

印

当該下請契約を締結した特別な事情

別添様式 2

下請負契約理由確認通知書

令和〇年〇月〇日

住 所

商 号

代表者

殿

独立行政法人都市再生機構中部支社

支社長 〇〇 〇〇

令和〇年〇月〇日付けで提出された施工体制台帳により、下請負者が社会保険等未加入建設業者であることを確認いたしましたので、当該下請契約を締結した具体的な理由を記載した書面を令和〇年〇月〇日までに、ご提出していただきますようお願いいたします。

なお、特別の事情があると認められない場合は、令和〇年〇月〇日付けで締結した工事請負契約書第7条の2第1項の規定に違反することとなります。

以 上

